

倉敷市中央斎場施設整備事業

要求水準書

令和2年5月1日

倉 敷 市

目 次

| | |
|-----------------------|-----------|
| 第 1 総則 | 1 |
| 1 本書の位置付け | 1 |
| 2 本事業の目的 | 1 |
| 3 運営等にかかる基本方針 | 1 |
| 4 用語の定義 | 2 |
| 5 事業概要 | 3 |
| 6 適用法令・基準 | 5 |
| 7 要求水準の変更 | 8 |
| 8 燃料備蓄、災害時の対応 | 8 |
| 9 費用負担について | 9 |
| 10 運営会議等 | 9 |
| 11 事業終了時の引渡しと引き継ぎ | 9 |
| 12 本要求水準書に記載のない事項 | 10 |
| 第 2 施設整備業務要求水準 | 10 |
| 1 事業者の業務範囲 | 10 |
| 2 基本要件 | 11 |
| 3 事業区域の整備要件 | 14 |
| 4 建築施設の整備要件 | 15 |
| 5 建築付帯設備要件 | 23 |
| 6 火葬炉設備要件 | 28 |
| 7 予約・運営支援システム整備要件 | 42 |
| 8 事前調査業務 | 45 |
| 9 設計業務 | 45 |
| 10 建設業務 | 47 |
| 11 備品等整備業務 | 51 |
| 12 解体・撤去等業務 | 51 |
| (1) 事業者の業務範囲 | 51 |
| (2) 基本要件 | 52 |
| 5) 解体・撤去 | 52 |
| 6) 廃棄物の処分 | 53 |
| 7) 跡地整備 | 53 |
| 13 工事監理業務 | 53 |
| 14 仮施設等設置業務 | 54 |
| 15 環境保全対策業務 | 54 |
| 16 所有権移転業務 | 57 |

| | | |
|-----------|-------------------------|-----------|
| 17 | 各種申請等業務 | 57 |
| 18 | 稼働準備業務 | 57 |
| 19 | その他施設整備上必要な業務 | 57 |
| 第3 | 維持管理業務要求水準 | 58 |
| 1 | 事業者の業務範囲 | 58 |
| 2 | 基本要件 | 58 |
| 3 | 建築・設備維持管理業務 | 63 |
| 4 | 火葬炉運営業務 | 64 |
| 第4 | 運営業務要求水準 | 66 |
| 1 | 事業者の業務範囲 | 66 |
| 2 | 基本要件 | 66 |
| 3 | 施設の運営要件 | 68 |
| 4 | 予約管理業務 | 69 |
| 5 | 利用者受付業務 | 69 |
| 6 | 告別業務 | 70 |
| 7 | 炉前業務 | 70 |
| 8 | 収骨業務 | 70 |
| 9 | 待合室等関連業務 | 71 |
| 10 | 葬祭用物品販売代行業務 | 71 |
| 11 | 物品販売業務 | 71 |
| 12 | 公金収納代行業務 | 72 |
| 13 | 清掃業務 | 72 |
| 14 | 植栽維持管理業務 | 72 |
| 15 | 警備業務 | 73 |
| 16 | 環境衛生管理業務 | 73 |
| 17 | 備品等管理業務 | 73 |
| 18 | その他運営上必要な業務 | 74 |

○ 資料一覧

| 資料番号 | 資料名称 |
|-------|---------------------|
| 資料 1 | 位置図 |
| 資料 2 | 事業区域図 |
| 資料 3 | 地形測量図 |
| 資料 4 | 地質調査資料 |
| 資料 5 | 既存施設参考資料 |
| 資料 6 | 周辺インフラ整備等現況図 |
| 資料 7 | 過年度火葬件数実績 |
| 資料 8 | 性能試験の項目及び手法 |
| 資料 9 | アスベスト・ダイオキシン類調査資料 |
| 資料 10 | 収骨室利用者数実績 |
| 資料 11 | 待合室配置参考図 |
| 資料 12 | 仮設利用可能なエリア |
| 資料 13 | 火葬・予約受付フロー |
| 資料 14 | 葬祭用物品売払実績（平成 31 年度） |

※既存施設参考資料(資料 5)及び上記に関する調査報告書等は、下記のとおり閲覧可能とする。

場 所：倉敷市役所 2階 環境衛生課

期 間：令和 2 年 4 月 20 日～令和 2 年 5 月 29 日（土日祝を除く）

時 間：8 時 30 分～17 時 15 分

閲覧可能な調査報告書等：

- ・ 既存施設の竣工図面
- ・ 平成 30 年度倉敷市中央斎場施設整備事業に伴う地質調査業務委託報告書
- ・ 中央斎場敷地測量調査業務委託報告書（平成 31 年 1 月）
- ・ 倉敷市中央斎場施設整備に係る環境影響等評価業務委託報告書（平成 31 年 3 月）
- ・ 倉敷市中央斎場解体撤去調査業務委託報告書（令和元年 10 月）

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は、倉敷市（以下「市」という。）が、「倉敷市中央斎場施設整備事業」の実施に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき倉敷市中央斎場施設整備事業を実施する者（以下「事業者」という。）に要求する業務の水準を示すものである。

本要求水準は、市が倉敷市中央斎場施設整備事業に求める最低水準を規定するものである。入札参加者は要求水準として具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、要求水準として具体的な特記仕様がない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。

2 本事業の目的

倉敷市中央斎場（倉敷市福田町福田 434 番地 1）は昭和 55 年 4 月 1 日に供用開始し、40 年以上経過しており、各所に経年劣化が見られるなど、施設の老朽化が懸念されている。

また、急速な高齢化の進展により、今後さらに死亡者数の増加が予測されるなど、様々な課題を抱えている。

こうしたことから、市では、今後の倉敷市全域における斎場のあり方の基本的な構想を示すとともに、中央斎場の再整備の方針を定め、施設の位置・施設設備の規模・環境保全目標値や望ましい事業手法の検討などを実施し、平成 30 年 3 月に「倉敷市中央斎場基本計画」（以下、「基本計画」という。）として策定したところである。

本事業は、上記基本計画の内容を踏まえて実施するものとし、既存施設の解体、新たな施設の設計、建設、維持管理、運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、市のかかげる「地域密着型 P F I」を踏まえて、地元事業者と大手事業者の連携や地元経済への貢献について期待している。

3 運営等にかかる基本方針

倉敷市中央斎場施設整備事業は、次の基本方針に基づいて新たな中央斎場の再整備を行うこととする。

- 【基本方針 1】 人生の終焉の場所として相応しく、遺族や会葬者に配慮した施設整備（告別室、収骨室及び待合室などが 1 つの建物に集約され移動に配慮した施設）
- 【基本方針 2】 増加する火葬需要や葬儀ニーズに対応可能な施設整備（火葬需要に対応可能な施設。小規模な葬儀に対応）
- 【基本方針 3】 人に優しく、良質なサービスが提供可能な施設整備（ユニバーサルデザインの理念に基づく施設）
- 【基本方針 4】 周辺環境に調和した施設整備（周辺環境と調和した建物）
- 【基本方針 5】 環境性能に優れ、災害に強く安全・安心な施設整備（環境性能の高い火葬炉の導入。最新の耐震性能を持つ施設）

4 用語の定義

| 用語 | 定義 |
|--------------|---|
| 1) 本事業 | 「倉敷市中央斎場施設整備事業」をいう。 |
| 2) P F I 法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律をいう。 |
| 3) 事業区域 | 「資料2 事業区域図」に示す事業対象範囲をいう。 |
| 4) 既存施設（現斎場） | 「資料2 事業区域図」に示す事業対象範囲内の外構を含む既存の施設全体をいう。 |
| 5) 本施設 | 倉敷市中央斎場として新たに整備を行う施設及びそれに付随した本事業の管理対象となる施設の全てをいう。 |
| 6) 解体施設 | 既存施設（現斎場）のうち、動物炉を除く建築物を整備する際に解体が必要な施設。なお、供養塔に関しては、本要求水準書第2の4「建築施設整備要件」を参照すること。 |
| 7) 施設利用者 | 遺族、会葬者を含む倉敷中央斎場の利用者をいう。なお、既存施設（斎場）の利用者も含む。 |
| 8) 斎場運營業務者 | 運營業務に従事する職員のことをいう。 |
| 9) セルフモニタリング | 事業者による個別業務に対するモニタリング |
| 10) 機能 | 目的又は要求に応じて対象物が発揮する役割 |
| 11) 性能 | 目的又は要求に応じて対象物が発揮する能力 |
| 12) 劣化 | 物理的、化学的及び生理的要因により、対象物の性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。 |
| 13) 完成図書 | 本施設の竣工時の完成図書をいう。 |
| 14) 保全 | 建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽など本施設の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすることをいう。 |
| 15) 運転 | 設備機器等を稼働させることをいう。 |
| 16) 監視 | 設備機器等の状況を監視すること及び制御することをいう。 |
| 17) 点検 | 建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べること。 |
| 18) 保守 | 建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。 |
| 19) 補修 | 部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態にまで回復させることをいう。 |
| 20) 修繕 | 建築物等の劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。 |
| 21) 更新 | 建築物等の劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えることをいう。 |

| 用語 | 定義 |
|----------|--|
| 22)大規模修繕 | <p>(建築)：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。</p> <p>(設備)：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。</p> <p>※「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準じ、新斎場の外壁、屋上防水、空調設備、配管の全面的な更新のことをいう。</p> <p>(火葬炉設備)：本体の入替えを行うことをいう。</p> <p>※燃焼設備・通風設備・排ガス冷却設備・排ガス処理設備・付帯設備等の全ての設備の一式の更新ではなく、各設備の一式更新を大規模修繕とする。</p> |

5 事業概要

(1) 事業名

倉敷市中央斎場施設整備事業

(2) 事業内容

事業者は、既存施設（現斎場）での市による運営を維持しながら、事業区域内に新たな斎場の整備を行い、供用開始した後、既存施設（現斎場）を解体し外構等の整備を行う。なお、ペット火葬棟は解体せず、維持管理のうち修繕は市が直営で実施、それ以外の施設管理ペット火葬業務は、本事業の事業者にて別途指定管理者として指定することを想定している。

また、新たな斎場に整備する予約システムについては、本施設の他、市内3斎場を対象とする。

(3) 事業範囲

事業者は、自ら資金を調達し、事業期間にわたり以下の業務を行うこと。

1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 備品等整備業務
- オ 解体・撤去等業務
- カ 工事監理業務
- キ 仮施設等設置業務
- ク 環境保全対策業務
- ケ 所有権移転業務
- コ 各種申請等業務
- サ 稼働準備業務

シ その他施設整備上必要な業務

2) 維持管理業務

- ア 建物・設備維持管理業務
 - a 建築物保守管理業務
 - b 建築設備保守管理業務
 - c 外構維持管理業務
- イ 火葬炉運営業務
 - a 火葬炉運営業務
 - b 残骨灰及び集じん灰の管理業務
 - c 火葬炉保守管理業務

3) 運營業務

- ア 予約管理業務
- イ 利用者受付業務
- ウ 告別業務
- エ 炉前業務
- オ 収骨業務
- カ 待合室等提供業務
- キ 葬祭用物品販売代行業務
- ク 物品販売業務
- ケ 公金徴収代行業務
- コ 清掃業務
- サ 植栽維持管理業務
- シ 警備業務
- ス 環境衛生管理業務
- セ 備品等管理業務

(4) 事業スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

なお、既存施設（現斎場）の運営は令和6年3月末までとし、本施設の供用開始後に解体する。

| 時期 | 内容 |
|---------|-----------------|
| 令和2年11月 | 基本協定の締結 |
| 令和2年12月 | 仮契約の締結 |
| 令和3年3月 | 本契約の締結 |
| 令和3年4月～ | 本施設の設計・建設 |
| 令和6年3月末 | 本施設の引渡し、所有権移転期限 |

| | |
|---------|----------------------------|
| 令和6年4月 | 本施設の供用開始 |
| 令和6年4月 | 既存施設（現斎場）のうち解体施設の解体、敷地整備開始 |
| 令和6年8月 | 既存施設（現斎場）のうち解体施設の解体、敷地整備完了 |
| 令和26年3月 | 事業期間終了（維持管理・運営期間20年） |

(5) 事業方式

P F I（B T O）方式

6 適用法令・基準

本事業を実施するに当たっては、次の法令等を遵守すること。なお、基準や条例は準拠とし、研究図書等は参考とする。

また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は最新版を適用すること。改正等が決定しているものについては、遵守すること。

(1) 適用法令等

- 1) 墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓埋法」という）
- 2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- 3) 建築基準法
- 4) 建設業法
- 5) 消防法
- 6) 都市計画法
- 7) 景観法
- 8) 宅地造成等規制法
- 9) 電気事業法
- 10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 11) 水質汚濁防止法
- 12) 大気汚染防止法
- 13) 土壌汚染対策法
- 14) 悪臭防止法
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 16) 騒音規制法
- 17) 振動規制法
- 18) 労働安全衛生法
- 19) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 21) 健康増進法
- 22) 地方自治法
- 23) 労働基準法
- 24) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 25) 警備業法
- 26) 危険物の規制に関する政令
- 27) 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- 28) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 29) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 30) 最低賃金法
- 31) 屋外広告物法
- 32) 森林法
- 33) 文化財保護法
- 34) 環境基本法
- 35) 高圧ガス保安法
- 36) ガス事業法
- 37) 水道法
- 38) 浄化槽法
- 39) 道路法
- 40) 駐車場法
- 41) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- 42) ダイオキシン類対策特別措置法
- 43) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 44) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則
- 45) 岡山県建築物等の制限に関する条例
- 46) 岡山県建築基準法施行細則
- 47) 岡山県福祉のまちづくり条例
- 48) 岡山県環境基本条例
- 49) 岡山県自然保護条例
- 50) 倉敷市建築基準法施行細則
- 51) 倉敷市福祉のまちづくり条例
- 52) 倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例
- 53) 倉敷市開発行為指導要綱
- 54) 倉敷市都市景観条例
- 55) 倉敷市火災予防条例
- 56) 倉敷市水道法施行細則
- 57) 倉敷市浄化槽法施行細則
- 58) 倉敷市浄化槽水質管理実施要綱
- 59) 倉敷市安全・安心まちづくり推進条例
- 60) 倉敷市暴力団排除条例
- 61) 倉敷市環境基本条例
- 62) 倉敷市自然環境保全条例

- 63) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 64) 倉敷市墓地等の経営の許可等に関する条例
- 65) 倉敷市屋外広告物条例
- 66) 倉敷市財務規則
- 67) 倉敷市葬祭条例
- 68) 倉敷市葬祭条例施行規則

その他、本事業の業務に関する関係法令等

(2) 設計基準、仕様書等

国土交通省（又は建設省）営繕部監修、（一社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- 1) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 2) 建築設計基準及び同解説
- 3) 建築構造設計基準及び同解説
- 4) 建築設備設計基準
- 5) 建築設備計画基準・同要領
- 6) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 7) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 8) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 9) 建築工事標準詳細図
- 10) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 11) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 12) 建築工事安全施工技術指針・同解説
- 13) 建築工事監理指針
- 14) 電気設備工事監理指針
- 15) 機械設備工事監理指針
- 16) 高圧受電設備規定
- 17) 高調波抑制対策ガイドライン
（高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン）
- 18) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 19) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- 20) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- 21) 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- 22) 土木工事共通仕様書
- 23) 火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究
- 24) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- 25) 岡山県悪臭規制のあらまし
- 26) 岡山県大気規制のあらまし
- 27) 岡山県騒音・振動規制のあらまし

- 28) 岡山県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
 - 29) 倉敷市公共サインガイドライン
 - 30) 火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版（日本環境斎苑協会）
 - 31) 倉敷市中央斎場施設整備基本計画
- その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

7 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。
- イ 災害や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ウ 市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。
- エ その他業務内容の変更が必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

- ア 市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。
- イ 要求水準の変更に伴い、事業者へ支払うサービス購入料を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。

8 燃料備蓄、災害時の対応

- ア 大規模災害等が発生した場合（以下「災害発生時」という。）であって、市が必要であると判断したときには、事業者は業務時間を延長し、24時間体制で対応できるように、災害等への対応の支援を行うこと。なお、当該対応に係る費用は、市と協議の上決定し、市の負担とする。
- イ 災害発生時において、施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を市に報告すること。
- ウ 災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、通常の火葬件数で3日間の連続火葬(28件/日×3日間)に対応できるよう、発電設備による電源供給を含め、火葬炉燃料の備蓄や必要物品等を常備するか直ぐに調達できるようにすること。備蓄等に要する費用は事業者の負担とする。
- エ 災害発生時に、倉敷市以外の近隣の地方公共団体が被災した場合、広域災害支援の観点から、市が必要と認めたときは、受付時間、利用時間等を延長し、24時間体制で対応できるようにすること。本対応に要する費用は、市の負担とする。

9 費用負担について

(1) 資材及び消耗品等

ア 業務に必要な備品、用品、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とする。

(2) 光熱水費

ア 本事業の維持管理・運營業務に要する光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用は市が負担する。それ以外の光熱水費は事業者が供給業者と契約し、直接支払うものとする。

イ 自動販売機などの物品販売業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。

ウ 事業者は、毎月の光熱水費の使用量を整理し、「使用量報告書」として市に提出すること。

エ 事業者は、本事業の維持管理・運營業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、計画に応じた使用量を上回ることをしないよう努めること。

10 運営会議等

市と事業者は、必要に応じて、運営会議を行い、業務報告及び意見交換を行うこと。事業者は、総括責任者、運營業務責任者及び維持管理業務責任者の他、市の求めに応じて関係者を出席させること。

11 事業終了時の引渡しと引き継ぎ

(1) 本施設の引渡しに関する要求水準

ア 事業者は、事業期間終了時において、施設の全てが本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継ぐこと。ただし、性能及び機能を確保することができる限り、経年による劣化は許容するものとする。

イ 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定しないものとする。なお、事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び燃料保管設備）及び火葬炉設備については、おおむね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態とすること。

ウ 市では、事業期間終了前に本施設の大規模修繕の実施を含めてその後の事業実施方法の検討を行う予定である。事業者は、本事業終了後、市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、次期管理者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、業務の引継ぎにあたって必要な協議・支援等を行うこと。

エ 事業期間終了に当たり、事業者は市と協議のうえ日程を定め、市の立会いのもとに施設の確認を受けること。

(2) 運営等の引き継ぎに関する要求水準

- ア 事業者は、事業終了時に、次期管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- イ 市は、業務の引継ぎに必要な事項について、事業期間終了のおおむね3年前から事業者と協議を開始する。
- ウ 引継ぎについては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期運営者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう留意すること

12 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項の提案、実施については、市と協議を行い、関係法令等を遵守したうえで、事業者の責任において実施すること。

第2 施設整備業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- (1) 事前調査業務
- (2) 設計業務
- (3) 建設業務
- (4) 備品等整備業務
- (5) 解体・撤去等業務
- (6) 工事監理業務
- (7) 仮施設等設置業務
- (8) 環境保全対策業務
- (9) 所有権移転業務
- (10) 各種申請等業務
- (11) 稼働準備業務
- (12) その他施設整備上必要な業務

2 基本要件

(1) 施設概要

本事業において整備する施設は、次のとおりとする。

| 項目 | 内容 | | | |
|---------|---------------------------------|---------------|-------|----------|
| 1) 構造 | 主構造は鉄筋コンクリート造を基本とし、部分的に提案も可とする。 | | | |
| 2) 建築面積 | 事業者の提案による | | | |
| 3) 延べ面積 | 4,000～5,000㎡程度（建築基準法上の延べ面積） | | | |
| 4) 火葬炉数 | 人体炉13基 | | | |
| 5) 待合室 | 13室以上 | | | |
| 6) 告別室 | 4室以上 | | | |
| 7) 収骨室 | 4室以上 | | | |
| 8) 式場 | 1室、30㎡程度 | | | |
| 9) 駐車場※ | 普通車 | 施設利用者（人体炉）用車両 | 52台以上 | 合計105台以上 |
| | | ペット火葬棟用車両 | 6台以上 | |
| | | 身障者用車両 | 3台以上 | |
| | | 宗教関係者用車両 | 13台以上 | |
| | | その他車両 | 提案による | |
| | 大型車 | マイクロバス | 13台以上 | 合計13台以上 |

(2) 施設の想定規模

1件当たりの斎場の会葬者数の設定は、事業者に委ねる。なお、将来の想定火葬件数については、「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」、現在の会葬者数実績については、「資料10 収骨室利用者数実績」を参照すること。

(3) 敷地条件

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 1) 建設地 | 岡山県倉敷市福田町福田 434 番地 1 |
| 2) 都市計画決定 | 昭和 51 年 10 月 27 日 面積 13.70ha 処理能力 42 件/日で都市計画決定済であり、区域の変更が生じない限り、改めての手続きは不要。 |
| 3) 事業区域 | 19,864.84 ㎡（平場部分）及び進入路、雨水排水施設（資料 2-2, 6 を参照） ※事業区域外に工事中に利用可能な仮設可能エリアについては、資料 12 を参照のこと。 |
| 4) 都市計画区域 | 市街化調整区域 |
| 5) 用途地域 | 指定なし |
| 6) 防火地域 | 指定なし |
| 7) 建ぺい率 | 60% |
| 8) 容積率 | 200% |

| 項目 | 内容 |
|-------------|------------|
| 9) 山地災害危険地区 | 崩壊土砂流出危険地区 |
| 10) 土地の所有者 | 市 |

1) 交通アクセス

- ア JR倉敷駅から約 9.5km (車で 25 分)
- イ 倉敷 I C から約 11.5km (車で 30 分)
- ウ 水島 I C から約 5.0km (車で 15 分)

2) 隣接道路

北側からは市道 2028 号線 (粒江種松山線)、南側からは市道 3023 号 (広江種松山線) からのアクセスとなる。

3) 測量

「資料 3 地形測量図」を参照すること。また、本事業にて、事業者において必要な測量調査を行うこと。

4) 事業区域の地質及び地盤

「資料 4 地質調査資料」を参照すること。また、本事業にて、事業者において必要な地質調査を行うこと。

(4) インフラ整備

本事業の実施に必要なインフラ整備は、既存施設 (現斎場) の運営に支障ないよう事業者にて実施すること。なお、次表及び「資料 6 周辺インフラ整備等現況図」を参考とし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。また、事業者にて敷設を行った配管等の地中埋設物については、その経路及び深度を示す図面を市へ提出すること。

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| 1) 上水道 | 進入路に V P 75 の管路が埋設されており、当該埋設管から接続すること。 なお、分岐点及び事業区域内までの現状の敷設経路は、「資料 6 周辺インフラ整備等現況図」に示す。 |
| 2) 合併処理浄化槽 (汚水) | 合併処理浄化槽を整備すること。 新設を基本とするが、既設の補修等を行って活用することも可とする。なお、既設を活用する場合は、建物施設の耐用年数を踏まえ、事業期間内に修繕等の対策を計画すること。 合併浄化槽の排水放流管は、事業区域北側に位置する既存合併処理浄化槽の北側から北北西の方向に流れている埋設管へ場内最終弁を設置し、接続すること。 なお、既存の合併処理浄化槽の概要は、「資料 5 既存施設参考資料」に示す。 |
| 3) 下水道 (雨水) | 「資料 6 周辺インフラ整備等現況図」に示す排水放流管に接続すること。 |

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 4) ガス | L P Gとする。(火葬設備:灯油等) |
| 5) 電気 | 電力会社と協議のうえ近隣既設の電力線から引き込むこと。 |
| 6) 電話・通信 | 通信会社と協議のうえ近隣既設の電話線から引き込むこと。 |
| 7) 備考 | <p>※1 既設管路等は、「資料6 周辺インフラ整備等現況図」を参考とし、事業者の責任において既設管路等のルート及び規格等を調査し、利用可否を決定すること。なお、これらを利用しない場合は、原則として撤去を行うものとする。</p> <p>※2 事業区域内の既設管路等の利用は可とする。ただし、老朽化点検等を行い、対策が必要となる場合は、必要な対策を講じること。</p> <p>※3 受電容量や給排水量等を踏まえて、受電等の可否に関する協議及び確認は事業者の責任において実施すること。なお、受電や給排水については、既設の供給可能な範囲で事業を行うこととし、それらを変更する場合は事業者の負担と責任において実施すること。</p> <p>※4 合併浄化槽の排水放流管については、事業区域外部分は市の維持管理とし、更新修繕費などが発生した場合は市が調査、工事を行う。運営において配管づまり等の疑義がある場合は、速やかに市に連絡すること。</p> |

(5) 既存施設（現斎場）概要

| 項目 | 内容 | |
|-------|------------------------------------|---|
| 所在地 | 岡山県倉敷市福田町434番地1 | |
| 開設年月日 | 昭和55年4月 | |
| 敷地面積 | 19,864.84㎡ | |
| 建築面積 | 2,721.60㎡ | |
| 延床面積 | 3,420.00㎡ | |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 一部2階建 | |
| 火葬炉数 | 火葬炉14基、汚物炉1基、動物炉2基 | |
| 休場日 | 1月1～3日及び毎月第2、4友引の日 年間開場日数 約330日 | |
| 施設内容 | 中央棟 (火葬場棟) | 告別室(3室)、炉前ホール(1室)、収骨室(3室)、炉室(火葬炉14基、汚物炉1基)、倉庫等 |
| | ペット火葬棟 | 炉前ホール(1室)、炉室(動物炉1基) |
| | 斎場棟(式場棟) | 斎場、控室等 |
| | 待合棟 | 待合ロビー(1室)、待合室(6室)、事務室等 |
| | 駐車場 | バス5台、普通自動車70台 |
| | その他 | 合併処理浄化槽(補修等により既存活用の場合、解体業務対象から除く。)、霊灰塔(補修等により既存活用の場合、解体業務対象から除く。) |

3 事業区域の整備要件

(1) 造成計画

- ア 周辺地形等を踏まえ改変を最小とし、事業地外との土の搬入・搬出はできるだけ低減すること。
- イ 動線を確保するために必要であれば、都市計画区域内において若干の拡張をすることも可とし、事前に関係者等との協議を行い、開発許可等の手続きや設計・工事等に関する費用は事業者にて負担し実施すること。
- ウ 地盤対策や雨水排水や進入路及び構内通路などの不等沈下対策を適切に行うこと。
- エ 事前に関係機関等との協議を行い、開発許可等に関する基準の準拠や各種申請手続等を行うこと。なお、これらの協議及び各種申請手続等に伴う設計及び工事費等については事業者の責任と負担において実施すること。

(2) 動線計画

- ア 事業区域入口から本施設及びペット火葬棟、駐車場等へのスムーズな車両及び歩行者動線を確保すること。なお、進入路は既存利用を想定しているが、見直しを行う場合は、開発許可等に関する申請手続きが必要ない場合においても開発許可等に関する基準に準拠すること。
- イ 本施設へは霊きゅう車及び施設利用者の乗降のための車両動線を確保すること。
- ウ 駐車場と本施設・ペット火葬棟は、可能な限り近接するものとし、歩行者の安全性・快適性に配慮すること。
- エ 管理用車両の動線を適切に確保すること。
- オ 自動車通路の幅や形状は、高齢者や障がい者等の利用を踏まえるとともに、わかりやすい誘導表示を設けること。

(3) 配置計画

- ア 施設利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮すること。
- イ 近隣の幹線道路から各種インフラを引き込むに当たって、周辺建物等への交通アクセスに支障のないよう工事すること。
- ウ 既存施設（現斎場）を供用しながらの工事となるため、建替え期間中の施設の安全なアプローチの確保と、既存施設（現斎場）の運営に支障のない配置とすること。なお、必要に応じて適切に仮設等を行い工事の影響を最低限に抑えること。

(4) 外構計画

- ア 周辺環境との調和を図ること。
- イ 事業区域内に適切な雨水排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- ウ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。
- エ 夜間や休場日に、事業区域内に車両等が無断で進入できないよう、事業区域入口に門扉等を設けること。

オ 事業区域内の既存の進入路及び排水施設の利用は可とする。ただし、老朽化点検等を行い、対策が必要となる場合は、必要な対策を講じること。

カ イノシシ等の害獣対策を図ること。

(5) 駐車場計画

ア 駐車場は、想定火葬件数や業務集中度などを踏まえて整備すること。

イ 事業者用の駐車場は、施設利用者用とは別に設け、可能な限り施設利用者と動線を分離すること。

ウ 自動車通路と歩行者通路との分離に配慮すること。

エ 駐車場や施設入口までの歩行者通路等は、「倉敷市福祉のまちづくり条例」に基づいた計画とすること。

オ 駐車場には植栽帯等を効果的に配置し、駐車場エリアと斎場施設エリアの分離を図ること。

4 建築施設の整備要件

(1) 全体要件

1) 施設のゾーニング

本事業により配置する施設ゾーンは、次のとおりとする。次に示す他、必要な施設及び施設の詳細については事業者委ねる。

| ゾーン | 諸室 |
|-------------|--|
| a 外部施設ゾーン | 車寄せ 駐車場 喫煙コーナー 構内通路 供養塔【※1】 合併処理浄化槽 等 |
| b エントランスゾーン | エントランスホール 風除室 トイレ 階段 昇降機設備 等 |
| c 火葬ゾーン【※2】 | 告別室 炉前ホール 収骨室 霊安室 等 |
| d 待合ゾーン | 待合室 待合ホール キッズコーナー 授乳室 施設利用者用更衣室 給湯室 自動販売機コーナー 公衆電話コーナー 倉庫（待合） 等 |
| e 火葬作業ゾーン | 火葬炉 制御室 収骨作業室 残灰庫 作業員室 倉庫（火葬）、台車置き場 等 |
| f 管理ゾーン | 事務室 会議室 倉庫（管理） 職員用給湯室 休憩室 職員用更衣室 職員用トイレ 空調機械室 受変電設備室 自家発電機室 等 |
| h 式場ゾーン | 式場 遺族控室 宗教者控室 業者控室（式場） 倉庫（式場） 等 |

※1 耐用年数を勘案し、点検及び必要な修繕を実施の上、他の新設棟と同じ期間供用可能であり、かつ、新設した作業場内の残骨灰置場から過度に遠くなく、作業に支障がないならば現在の霊灰塔を活用する提案も可とする。

※2 告別室、炉前ホール、収骨作業室及び収骨室の各機能が統合された部屋の設置を行う提案も可能とする。

2) 建物の構造

ア 耐震性能

施設の構造については、本要求水準書第1の6(2)「設計基準、仕様書等」に示す官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、次のとおりとする。

| 対象部位 | 耐震安全性の分類 |
|------------|----------|
| 1) 構造体 | Ⅱ類 |
| 2) 建築非構造部材 | A類 |
| 3) 建築設備 | 甲類 |

イ 構造体の耐用年数

- a 本施設の構造体としての耐用年数を50年程度とする。
- b 個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は少なくとも事業期間において十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、事業期間にわたる施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

3) 建築意匠の仕上げ計画

- ア 建築意匠の仕上げ計画に当たっては、歴史的風土や周辺環境との調和に十分配慮し、人生終焉の場所として相応しいものとする。
- イ 維持管理に留意し、清掃や管理を行いやすい材料等に配慮すること。
- ウ 内外装に使用する材料は、ホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法にも十分配慮しながら、建物の耐久性を高めること。
- エ 仕上げの選定に当たっては、本要求水準書第1の6(2)「設計基準、仕様書等」に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とすること。
- オ エントランスホール、告別室、収骨室等多数の利用者が利用する場所の仕上げ面は、それぞれの空間にふさわしい材料を使用すること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。
- カ 施設利用者の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。

4) サイン計画

- ア 施設案内板等のサインは、使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい計画とし、特に高齢者等の利用を踏まえ、文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすい計画とすること。

(2) 諸室等要件

1) 共通事項

- ア 平面構成は、高齢者や障がい者をはじめ、すべての利用者が安心して利用できるものとし、わかりやすい案内表示により利用者の誘導を図ること。
- イ 動線計画は、故人の尊厳を重んじた人生終焉の場所に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるよう工夫すること。
- ウ エントランス到着から告別、待合、収骨に移動する施設利用者同士がなるべく交錯することがないようにするとともに、施設利用者と施設職員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮すること。
- エ 施設利用者にとってわかりやすくシンプルな動線計画とすること。
- オ バックヤードは施設利用者から見えないよう配慮すること。
- カ 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検及び更新に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- キ 建築施設の配置計画、意匠計画、設備計画等は、施設の用途及び目的を考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分配慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設とすること。
- ク 機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ケ 施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。
- コ 施設の設計においては、「岡山県福祉のまちづくり条例」及び「倉敷市福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。
- サ 設計及び施工においては、原則として本要求水準書第1の6(2)「設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

2) 外部施設ゾーン

ア 全般

- a 周辺との調和、利用者の利便性・ニーズ、動線等を考慮すること。
- b 高齢者や障害者等の利用も多いため、アプローチや駐車場等の外部施設は、特にユニバーサルデザインの考え方を意識した構成とすること。
- c 現況の雨水流出量（流出区分毎）を算出し、計画後の雨水流出量が現況の雨水流出量を上回らないようにすること。なお、上回る場合は、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じること。現況の雨水排水施設等を利用する場合は、流下能力を確認し、適切な流量を流下させること。

イ 車寄せ

- a 霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースを設けること。
- b 降雨時に施設利用者及び柩が濡れることのないよう、庇や囲い等の形状を工夫すること。庇の有無や大きさについては、事業者に委ねる。
- c 最大使用時においても乗降に支障のないスペースを確保すること。

ウ 喫煙コーナー

- a 喫煙コーナーの設置は事業者の判断とし、健康増進法に基づき、施設利用者や非喫煙者に配慮した受動喫煙防止対策を講じること。

エ 駐車場

- a 施設利用者（人体炉）用として 52 台以上、ペット火葬棟用として 6 台以上、身障者用 3 台以上、宗教関係者用として 13 台以上、その他は提案に委ねるものとして、合計 105 台以上の普通車駐車スペースを整備すること。また、マイクロバス 13 台以上の駐車スペースを整備すること。なお、その他（工事・作業車両等）は事業者委ねる。
- b 一台当たりの駐車スペースの確保、わかりやすい車両等誘導表示の設置、自動車通路及び歩行者通路の動線に配慮し利用しやすいよう工夫すること。

オ 構内通路

- a 事業区域への出入口、自動車通路の幅、線形等については、特に高齢者の利用を踏まえ、ゆとりと安全に配慮した計画とすること。
- b 施設利用者と施設職員等ができるだけ交錯しないような計画とすること。

カ 供養塔（提案による）

- a 残骨灰を収めるための場所であり、遺族の目に触れても尊厳を損なわないよう意匠等工夫をすること。
- b 事業者の責任において点検及び必要な修繕を実施の上、本施設と同じ期間供用可能であり、かつ基本計画に示すように作業場内の残骨灰置場から過度に遠くなく、また作業に支障がない場合において、現在の壺灰塔を活用する提案も可とする。

キ 合併処理浄化槽（提案による）

- a 「J I S A 3302:2000 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び関係法令に基づき必要な規模及び仕様とし、「水質汚濁防止法」及び「倉敷市浄化槽水質管理実施要綱」等に基づき適切な水質に処理できるものとする。
- b 排水管については、必要に応じて、老朽化点検等を実施し、対策を講じること。
- c 合併処理浄化槽は埋設するものとする。

3) エントランスゾーン

ア 全般

- a 利用者の印象を決定づける重要な場所であることから、機能性のみでなく、ゆとりある空間として、室内意匠等に工夫を図ること。

イ エントランスホール

- a 一時的に多数の施設利用者が集中することを考慮した計画とすること。
- b 施設利用者にわかりやすい案内表示を行うこと。

ウ 風除室

- a 本施設の主たる出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。

エ トイレ

- a 男女別トイレ、多目的トイレについて、適切な数を設置すること。

- b 多目的トイレは1以上をオストメイト対応とすること。
- c 大便器は洋式・温水洗浄付き暖房便座とし、ウォッシュレットやジェットタオル等を含め、便座の衛生面や利用面にも配慮すること。
- d すべての個室に非常用ブザーを設置すること。
- e 女性用トイレには擬音装置を設置すること。
- f 多目的トイレの他に、男女別トイレにもそれぞれに手摺を設けた個室及び洗面器を1以上設置すること。
- g トイレに設ける衛生器具を自動式とする場合、手動で操作可能なレバーハンドルを設ける等、停電時にも対応可能な器具とすること。

オ 階段、昇降機設備

- a 複数階で施設を整備する場合においては、高齢者や障がい者等に配慮し、階段及び昇降機設備を適切に設置すること。

4) 火葬ゾーン

ア 全般

- a 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場所に相応しい空間づくりを工夫すること。
- b 火葬集中日においても、利用者の交錯が極力避けられる計画とすること。
- c 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。

イ 告別室

- a 50 m²程度の部屋を4室以上設けること。
- b 遺族が柩を囲み、最後のお別れができること。
- c 遺影台、焼香台等を設置すること。
- d 読経等が他の葬列へ影響しないように配慮すること。
- e 焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とすること。

ウ 炉前ホール

- a 施設利用者のプライバシーに配慮（遮音性に優れた間仕切りによる分節も可）するとともに会葬のスムーズな進行を確保すること。
- b 遺族が柩の炉入れを見送れること。
- c 炉の化粧扉の仕上げは、室内意匠と調和させること。
- d 他の施設利用者との動線が交錯しないよう考慮すること。

エ 収骨室

- a 50 m²程度の部屋を4室以上設けること。
- b 遺族が収骨を行えるスペースを確保すること。
- c 周囲カバーを設置する等、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。
- d 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。
- e 遺影台を設置すること。

オ 霊安室

- a 遺体2体分の柩を収容できる保冷庫を設置すること。
- b 屋外から霊安室、火葬炉へ柩を移動する動線に配慮すること。

- c 換気及び排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。

5) 待合ゾーン

ア 全般

- a 施設利用者が比較的長い時間を過ごす部屋については、遺族の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とし、窓からの景観や各部屋との遮音性について十分に配慮すること。

イ 待合室

- a 1室あたりの利用者数は、「資料 10 収骨室利用者数実績待合室配置参考図」をもとに事業者にて設定すること。
- b 室数は最低 13 室とし、「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」に示す想定火葬者数や火葬時間に基づき必要な室数を事業者が提案すること。
- c 可動間仕切りにより、一つの部屋を複数の部屋にする提案も可とするが、「資料 11 待合室配置参考図」を参考に適宜固定壁を設置すること。
- d 可動間仕切りは、遮音性に優れたものとする。
- e 洋室を基本とし、必要に応じて畳スペースを確保すること。
- f テーブル、椅子又は簡易なソファ等を設置すること。

ウ 待合ホール

- a 待合室を利用しない施設利用者が自由に過ごせるスペースを設けること。
- b ソファ等の家具、テレビを設置すること。

エ キッズコーナー

- a 子どもの施設利用者が、待ち時間中に過ごせる場を設けること。

オ 授乳室

- a 乳児への授乳を行う部屋を設置すること。
- b 椅子、おむつ替えベッドを設置すること。

カ 施設利用者用更衣室

- a 施設利用者が更衣を行える室を設置すること。
- b 男女別とし、椅子や姿見等の必要な設備を設置すること。

キ 給湯室

- a 葬祭業者や施設利用者の利用を想定し、待合室の配置に応じて必要数を設置すること。
- b 必要となる備品（ポット、茶碗）等を収納できること。

ク 自動販売機コーナー

- a 飲料等を提供する自動販売機を設置すること。
- b 有人の喫茶、売店の設置については事業者に委ねる。

ケ 公衆電話コーナー

- a 公衆電話を設置すること。
- b 高齢者や障がい者等の利用に配慮した計画とすること。

コ 倉庫（待合）

- a 待合ゾーンの物品を収納するスペースを確保すること。

6) 火葬作業ゾーン

ア 全般

- a 火葬炉室や制御室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える動線とし、また作業に必要なスペースを確保すること。
- b 換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。
- c 台車等の整備や材料等の保管などの作業スペースを確保すること。

イ 炉室（火葬炉）

- a 火葬炉の排気口は、周辺住居や施設利用者から見えないこと。

ウ 制御室

- a 火葬炉設備等を監視・管理するための場所とし、炉室に隣接した場所に配置すること。

エ 収骨作業室

- a 施設職員が遺骨の整骨など収骨の準備等を行うスペースを設置すること。
- b 長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。
- c 告別室等との兼用は事業者に委ねる。

オ 残灰庫

- a 集積した収骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。
- b 排出の際に、施設利用者の目に触れることのないよう考慮すること。
- c 粉じん対策を講じること。

カ 作業員室

- a 火葬炉作業員の利用を想定した配置とすること。
- b シャワー、トイレを設置すること。

キ 倉庫（火葬）、台車置き場

- a 火葬作業にあたって必要な備品等を保管・収納するスペースを確保すること。
- b 炉内台車、棺運搬車を保管するスペースを確保すること。
- c 告別室等との兼用は事業者に委ねる。

7) 管理ゾーン

ア 全般

- a 良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指した効率的な動線計画、快適な執務空間の創出に留意して計画すること。
- b 施設利用者と施設職員との動線を分離すること。
- c 適切な場所に、自動体外式除細動器（AED）を設置すること。

イ 事務室

- a 火葬受付、火葬許可証の内容確認、使用料の徴収、火葬執行済の証明を行うため、施設利用者にわかりやすく利便性のある位置に設けること。
- b 受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。

- c 事務机、椅子、パソコン、プリンター、ロッカー、キャビネット等を設置すること。

ウ 会議室

- a 10名程度の利用を想定した室を1室以上設置すること。

エ 倉庫（管理）

- a 運営に必要な書類、事業期間中に作成する書類等が保管できるようにすること。
- b 事業期間後も施設を稼働することを考慮したスペースを確保すること。
- c 事務室との一体化等は事業者委ねる。

オ 職員用給湯・休憩室、職員用更衣室・トイレ

- a 職員用給湯・休憩室にミニキッチンを設置すること。
- b 施設利用者用とは別とした職員用更衣室及びトイレを男女別に設置すること。
- c 火葬炉作業員用との共用は事業者委ねる。

カ 空調機械室

- a 施設内の空調・換気設備を設置するための機械室を整備すること。なお、設置個所は施設内外どちらでも可とする。

キ 受変電設備・自家発電機室

- a 必要な電気を受変電・配電するために必要な受変電設備及び施設を運営するに当たって最低限必要となる設備を同時に稼働できる能力を有する自家発電設備を設置すること。なお、設置個所は施設内外どちらでも可とする。

8) 式場ゾーン

ア 全般

- a 家族葬や直葬等の小規模な葬儀形態に対応できる機能を有すること。
- b 特定の宗教に限定せず対応可能な式場とすること。
- c 式場と各控室は利用しやすく配置すること。
- d 式場ゾーンと火葬ゾーンを合築として提案する場合は、火葬ゾーンの施設利用者への参列や読経等への影響に配慮すること。
- e 告別式・通夜式に使用できる式場とすること。

イ 式場

- a 15名程度の利用を想定し、祭壇等が設置可能なスペースを確保すること。
- b 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時の表示を行えるようにすること。
- d 遮音性に配慮すること。

ウ 遺族控室

- a 10名程度の室を1室以上設置すること。
- a 遺族が式の開始前に集合し着席できる大きさとすること。
- b テーブル、椅子等を設けること。
- c 遺族等の着替えを想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。

エ 宗教者控室

- a 2名程度の室を1室以上設置すること。

b 遺族控室の近傍とすること。

オ 業者控室（式場）

a 葬儀関係業者及び運転手等の室を1室以上設置すること。

カ 倉庫（式場）

a 式場運営にあたって必要な祭壇・葬祭関連用品・備品等を保管・収納するスペースを確保すること。

b 神式・仏式の2種類の祭壇を調達し、保管すること。

5 建築付帯設備要件

(1) 全体要件

ア 関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関連法規等に従って必要な設備はすべて整備すること。

イ 維持管理における作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。

ウ 省エネルギーと環境負荷軽減について考慮すること。

エ 作業環境及び執務環境の安全性や快適性を確保すること。

オ 高齢者や障がい者等も含めたすべての利用者に対し、安全性と利便性を確保すること。

カ 非常時にも安全に使用できる設備とすること。

キ 設計及び施工においては、原則として本要求水準書に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準を確保すること。

ク 本要求水準書第1の9「費用負担について」に記載されている使用量報告が可能となるようにメーター等を設置すること。

(2) 電気設備

1) 共通事項

ア 各項目の要求を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。

イ 配線は、エコ仕様のものを利用し、目的及び使用環境に適したものを使用すること。

ウ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。

エ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

オ 使用材料及び使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

カ 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

2) 電灯設備

ア 電灯設備は、諸室や使用方法に応じて適切な照明器具及びコンセント等を設置すること。

- イ 照明器具は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な器具とすること。
- ウ 照明器具及びコンセント等について、適切な数を設置すること。
- エ 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- オ LED等の省エネルギー型の器具を積極的に採用すること。
- カ 吹抜等高所にある器具については、自動昇降装置など、容易に保守管理ができるように計画すること。
- キ トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯の可能な方式とすること。
- ク 外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯の可能な方式とすること。
- ケ 照明器具は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとする。

3) 動力設備

- ア ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等について、適切な数を設置すること。
- イ 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は管理室で受信できることとし、各動力制御は中央管理できるようにすることが望ましい。

4) 避雷設備

- ア 避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。

5) 受変電設備

- ア 受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
- イ 施設利用者や運営・維持管理に支障のある場所に設置しないこと。
- ウ 保守点検、維持管理がしやすいよう設置すること。
- エ 電気事業法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。
- オ 高圧受電とすること。

6) 静止型電源設備

- ア 静止型電源設備は、非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。
- イ 中央制御盤、運営支援システムに停電時保障用の無停電電源装置等を設置するほか設備設置範囲については、事業者に委ねる。

7) 発電設備

- ア 発電設備は、停電時に使用可能な非常用電源として設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬炉 13 基と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼動できるものとする。
- イ 発電装置の仕様は、本要求水準書第1の8「燃料備蓄、災害時の対応」を参考とし、火葬炉設備（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）が 72 時間（3日間）

連続運転できるものとする。なお、故障リスク等も踏まえた発電装置の設置台数（1基以上）は、事業者委ねる。

ウ 冷却方式は、空冷方式とすること。

8) 構内情報通信網（LAN）設備

ア 運営支援システムの使用に適切なLAN設備を施設内に整備すること。

イ 本施設の共用スペースにて、公衆無線LANが受信できるように整備すること。

9) 構内交換（電話）設備

ア 建物内の連絡用として、内線電話機能を有する電話設備を必要な室に設置すること。

外部通信機能に必要な交換器の回線数等は維持管理・運営業務の効率性を考慮したうえで、事業者委ねる。

10) 情報表示（時計）設備

ア 管理室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。なお、同期方法は事業者委ねる。

11) 拡声設備

ア 関係法令等による避難等のための非常用放送設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。

イ 避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。

ウ BGM等の実施等については事業者委ねる。

12) 誘導支援設備

ア 昇降機設備、多目的トイレ等に異常があった場合に、事務室へ知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。

イ 事業者において必要であると判断する場合には、身障者用駐車場にインターホン等を設置すること。

ウ ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を設置すること。

13) テレビ受信設備

ア 地上デジタル放送が視聴できるよう整備し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。

イ 直列ユニットまでの配線を行う部屋、テレビの設置まで行う部屋の選定は、事業者委ねる。

ウ 受信料等は事業者の負担とする。

14) テレビ電波障害防除設備

ア 事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設置すること。

15) 防犯・監視カメラ設備

- ア 防犯・監視カメラ設備については、「キ モニター設備」(6 火葬炉要件(3)-2)) に示す防犯・監視カメラの他、防犯に必要な監視カメラを適切に設置すること。
- イ 監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間や画質等は、後日、画像を確認するのに支障のないものとする。

16) 防犯設備

- ア 夜間や休場日に、事業区域内に車両等が無断で進入できないよう、出入口等に門等の侵入防止設備を設置すること。
- イ その他、防犯設備(前項 15)「防犯・監視カメラ設備」を含む)等を適切に設置すること。設備内容・設置箇所については、事業者委ねる。

17) 自動火災報知設備

- ア 関係法令等により、受信機、感知機等を備えた自動火災報知機を必要な箇所に設置すること。なお、非常用放送設備と連動した設備とする。
- イ 自動火災報知機と連動した消防機関への火災通報装置を設置すること。

18) 中央監視制御設備

- ア 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉監視室で、空調設備、昇降機設備、防犯設備、防犯・監視カメラ、自動火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことのできる設備とすること。
- イ 監視及び制御についての記録が適切に行うことのできる設備とすること。

19) 計量設備

- ア 適切な系統分けを行い、必要な光熱水量のメーター等を確認しやすい場所に設置すること。

(3) 機械設備

1) 共通事項

- ア 配線は、エコ仕様のものであり、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- イ 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ウ ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- エ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- オ 機器類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

2) 空気調和設備

- ア 空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全が図られるよう設置すること。

- イ 空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮し、施設利用者及び施設職員の快適性を確保すること。
- ウ 空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境の維持、機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者委ねる。
- エ 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- オ 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者委ねる。
- カ 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。
- キ ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。

3) 換気設備

- ア 建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者委ねる。
- イ 告別室、収骨室、その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者委ねる。
- ウ 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響やショートサーキット等を考慮すること。
- エ 各室について臭気、熱気等がこもらないように、また機器の騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。
- オ 全熱交換器等を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと。

4) 排煙設備

- ア 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙を行うことのできる設備とすること。

5) 衛生器具設備

- ア 高齢者、障がい者等も含めたすべての利用者が使いやすい器具を採用すること。
- イ 節水型の器具を採用すること。

6) 給水設備

- ア 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- イ 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。

7) 給湯設備

- ア 必要温度及び必要湯量を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- イ 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。
- ウ 給湯設備を設置する部屋及び方式は、事業者委ねる。

8) 排水設備

- ア 滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。
- イ 排水は浄化槽に接続するが、必要に応じてポンプ設備を設置すること。

9) 昇降機設備

- ア 必要な能力を有するエレベーター等を適切な場所に設置すること。
- イ 施設利用者が利用する昇降機設備は、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるものとする。
- ウ 昇降機設備を設置する際は、地震時管理運転機能、火災時管理運転機能及び停電時自動着床装置を有しており、一般放送・非常放送等に対応すること。
- エ 昇降機設備への空調設備の設置は、事業者に委ねる。

10) 消防設備

- ア 消防法等の規定に準拠した消防設備を設置すること。

(4) 燃料保管設備

- ア 72時間(3日間)連続運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置すること。
- イ 本要求水準書第2の5(2)6「発電設備」に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとする。
- ウ 関係法令等を遵守したものとする。

6 火葬炉設備要件

(1) 全体要件

1) 火葬炉設置概要

ア 設置基数

- a 火葬炉：13基(うち大型炉2基)

イ 設計上の留意すべき事項

- a 本要求水準書第2の15「環境保全対策業務」に示す基準を満たすとともに、ダイオキシン類、ばい煙、排水、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- b 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理の容易なものとする。
- c 省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
- d 火葬炉作業員の火傷防止等、安全に十分配慮した計画とすること。
- e デレッキ操作等が不要など、遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
- f 施設の作業環境及び安全面、衛生面に十分配慮した設備とすること。
- g 災害発生時の対応を考慮した設備とすること。
- h 火葬に係る作業全般において、極力自動化を図るとともに、コストの削減を図ること。
- i 火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、責任をもって完備するものとする。

- j 予備空間は将来の火葬炉増設の可能性工事を考慮した予備空間のある造りとする
こと。
- k 本要求水準書第1の9「費用の負担について」に記載されている使用量報告が可
能となるようにメーター等を設置すること。

2) 火葬炉設備主要項目

ア 火葬重量

火葬炉の火葬重量は次のとおりとする。

| 区分 | 遺体重量等 | 柩重量 | 副葬品 |
|----------|----------|------|-----|
| 火葬炉（標準炉） | 100kg 程度 | 25kg | 5kg |
| 火葬炉（大型炉） | 120kg 程度 | 25kg | 5kg |

イ 最大柩寸法

火葬炉の最大柩寸法は次のとおりとする。

| 区分 | 長さ | 幅 | 高さ |
|----------|------------|----------|----------|
| 火葬炉（標準炉） | 2,100mm 程度 | 650mm 程度 | 500mm 程度 |
| 火葬炉（大型炉） | 2,300mm 程度 | 700mm 程度 | 650mm 程度 |

ウ 火葬炉主要機能

a 火葬時間

- a) 主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること（ただし遺体重量
80kg 以上はその限りでない）。
- b) 冷却時間（炉内冷却+前室冷却）は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可
能な温度になるものとする。

b 火葬回数

火葬回数は最大 3 回／炉・日とする。

c 使用燃料

灯油とする。

d 主要設備方式

a) 炉床方式

台車式

b) 排ガス冷却方式

ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

c) 排気方式

- ① 強制排気方式で 1 炉 1 排気系列又は 2 炉 1 排気系列とする。
- ② 異なる排気系列との接続は行わない。ただし、緊急時の接続については、安
全性、耐久性等の基本的な性能確保を前提に、他事例での実績、接続できる利
点と費用対効果等を提示の上、事業者委ねる。

- e 燃焼監視・制御
 - a) 各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。また、記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能であること。
- f 安全対策
 - a) 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設けること。非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するよう緊急時回路を設置するものとする。
 - b) 火葬炉作業員の安全性確保、事故防止には十分配慮すること。
 - c) 火葬炉作業員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。
 - d) 自動化した部位については、すべて手動操作が可能なるよう設計すること。
- g 異常・非常時の運転
 - a) 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
 - b) 停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
 - c) 停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
 - d) 非常用の発電設備は、上記条件及び本要求水準書第1の8「燃料備蓄、災害時の対応」、同第2の5(2)6「発電設備」を考慮し、電気設備として整備すること。
- h その他条件
 - a) 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
 - b) 機器配置はオーバーホール時を考慮して計画すること。
 - c) 可能な限り、他メーカーによる更新も踏まえた余裕のある機器配置とすること。

3) 性能試験

着工前、竣工時及び年1回（大気の検査は年2回）、排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。検査の時期や市立会いについては、市と協議すること。なお、排ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。

ア 基本条件

- a 事業者は、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領を作成し、市の承諾を得ること。
- b 事業者は、性能試験実施要領に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。
- c 試験項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して実施すること。
- d 検査機関は、精度管理を適切に実施し、信頼性のある企業を選定すること。

イ 着工前調査

- a 着工前に、現況を把握するため、事業区域境界において大気、悪臭、騒音、振動等の測定を行うこと。なお調査方法は、「資料8 性能試験の項目及び手法」に基づき実施すること。
- b 測定地点は、市と協議して決定すること。

ウ 竣工時検査

- a 竣工時に、大気、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。なお、大気、排ガス及び悪臭の検査は、引渡し後の2週間以内実施すること。
- b 排ガス、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- c 事業区域境界における悪臭の測定は、原則として、引渡し後の2週間以内において最大稼働数の炉が同時運転されると想定される時に実施すること。なお、測定については運転予定を含めて市に連絡、協議して実施すること。
- d 騒音、振動に関する測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

エ 定期検査

- a 毎年2回、排ガスの測定を行うこと。
- b 毎年1回、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
- c 測定時期及び測定対象系列（毎年1炉1排気系列の場合は2系列、2炉1排気系列の場合は1系列）は、その都度市が指定する。
- d 測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前とし、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定する。

オ その他

- a 周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

4) 材料及び機器の選定

- ア 本設備に使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。
- イ 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。
- ウ 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いること。
- エ 使用する材料及び機器は、次に掲げる項目を満足すること。
 - a 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
 - b 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
 - c 磨耗のおそれのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。

- d 屋外で使用されるものは、対候性に優れていること。
- e 駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。

5) 保証事項

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

ア 施工責任

本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、または性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

イ 保証内容

- a 運営・維持管理期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証するものとする。
- b 運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造または交換しなければならない。
- c 本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。

(2) 機械設備

1) 共通事項

ア 全般

- a 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- b 機器配置の際は、点検、整備、修理などの作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- c 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- d 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。
- e 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。

イ 歩廊、作業床、階段工事

- a 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- b 必要に応じて手摺またはガード、梯子（高さが2m以上の場合は、背カゴ）を設ける等転落防止策を講ずること。
- c 歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
- d 階段の傾斜角（原則として45度以下）、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。

ウ 配管工事

- a 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。

- b 建築物の貫通部及び配管支持材は面取りし、美観を損なわないよう留意すること。
- c 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
- d バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。

エ 保温・断熱工事

- a 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
- b 使用箇所に適した材料を選定すること。
- c 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- d ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

オ 塗装工事

- a 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をすること。
- b 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- c 塗装材は、塗装箇所に応じて耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- d 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- e 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- f 配管は各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

カ その他

- a 火葬業務に支障の生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えができること。
- b 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- c 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- d 本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- e 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

2) 燃焼設備

ア 主燃焼炉

| | |
|------|-----------|
| 形式 | 台車式 |
| 数量 | 火葬炉 13 基 |
| 炉内温度 | 800℃～950℃ |

- a ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。
- b 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- c 炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよく、維持管理面を考慮したものとする。
- d デレッキ操作等をすることなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- e 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- f 省力化を考慮し、自動化を図るとともに操作が容易な設備とすること。
- g 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。

イ 断熱扉

| | |
|----|------|
| 数量 | 13 面 |
|----|------|

- a 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- b 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

ウ 炉内台車

| | |
|-----|----------------------|
| 数量 | 火葬炉用 13 台以上（予備は適宜設置） |
| 付属品 | 予備台車保管用架台等必要なもの一式 |

- a 柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする。
- b 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- c 台車の表面は、目地無しの一休構造とすること。

エ 炉内台車移動装置

| | |
|-----|---------|
| 数量 | 13 台以上 |
| 付属品 | 必要なもの一式 |

- a 安全性・操作性に優れた構造とすること。
- b 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとする。
- c 故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。
- d 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。

オ 再燃焼炉

| | |
|------|---------------|
| 形式 | 主燃焼炉直上式 |
| 数量 | 13 基（主燃焼炉と同数） |
| 炉内温度 | 800℃～950℃ |

- a 燃焼効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- b 火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。
- c 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- d 最大排ガス量（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- e 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。

カ 燃焼装置

- a 主燃焼炉用バーナ

| | |
|------|-------------------------------|
| 数量 | 13 基（主燃焼炉と同数） |
| 燃料 | 灯油 |
| 着火方式 | 自動着火方式 |
| 傾動方式 | 電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと） |
| 操作方式 | 自動制御（手動への切り替えができること） |
| 付属品 | 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式 |

- a) 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。

- b) 低騒音で安全性が高いこと。
- c) 難燃部に火炎を照射できること。
- d) 燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとする。

b 再燃焼炉用バーナ

| | |
|------|-------------------------------|
| 数量 | 13基（主燃焼炉と同数） |
| 燃料 | 灯油 |
| 着火方式 | 自動着火方式 |
| 操作方式 | 自動制御（手動への切り替えができること） |
| 付属品 | 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式 |

- a) 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- b) 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- c) 低騒音で安全性が高いこと。
- d) 燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとする。

c 燃焼用空気送風機

| | |
|--------|---------------|
| 数量 | 排気系列に応じた数量 |
| 風量制御方式 | バーナ特性に応じた制御方式 |

- a) 容量は、実運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- b) 低騒音、低振動とすること。

3) 通風設備

ア 排風機

- a) 容量は、実運転に支障のないよう風量、風圧に余裕を持たせること。
- b) 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。
- c) 低騒音、低振動とすること。

イ 炉内圧制御装置

- a) 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- b) 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- c) 炉内圧力の制御は、炉ごとに単独に行うこと。
- d) 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料を選定すること。
- e) 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

ウ 煙道

- a) 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。
- b) ダストの堆積がない構造とすること。
- c) 内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- d) 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- e) 排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。

エ 排気筒

- a 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- b 雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置する場合は、排ガス基準の順守や保守管理が適切に行える仕様にすること。
- c 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- d 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。

4) 排ガス冷却設備

ア 排ガス冷却器

- a 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。
- b 耐熱性及び耐蝕性に優れた材質とすること。
- c 排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- d 温度制御方式は、自動的に制御できるものとすること。
- e 冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

イ 排ガス冷却用送風機

- a 容量は、運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができるものとすること。
- b 低騒音、低振動とすること。

5) 排ガス処理設備

ア 集じん装置

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 形式 | バグフィルター |
| 数量 | 排気系列に応じた数量 |
| 処理風量 | 余裕率 15%以上 |
| 設計ガス温度 | 出口温度 200℃以下 |
| 設計出口含じん量 | 0.01 g /N m ³ 以下 |
| 設計出口ダイオキシン類濃度 | 0.1ng-TEQ/N m ³ 以下 |

- a 処理ガス量は、実運転に支障のないよう余裕をとること。
- b 排ガスが偏流しない構造とすること。
- c 排ガス濃度は本要求水準書第2の14(2)「公害防止に係る基準」によること。
- d 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- e 高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとすること。
- f 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送すること。
- g 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- h 結露対策として、加温装置を設置すること。
- i ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障のないよう余裕をとること。

- j ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。

イ 集じん灰排出装置

- a 集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- b 保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

6) 付帯設備

以下の付帯設備について、事業者の判断により本施設の運営に必要な十分な数量、設備を整備すること。

ア 炉前化粧扉

| | |
|------|-----------|
| 数量 | 火葬炉用 13 組 |
| 要部材質 | ステンレス製 |

- a 遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- b 開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとする。
- c 表面意匠は、最期の別れにふさわしいデザインについて十分に考慮し、市との協議により決定するものとする。

イ 前室

| | |
|------|-----------------------------------|
| 数量 | 火葬炉用 13 基 |
| 冷却時間 | 炉内及び前室内での冷却により、15 分以内で収骨可能な能力とする。 |

- a 施設利用者の目に触れる部分は、劣化しにくい材質及び仕上げとすること。
- b 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- c 炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- d 炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

ウ 残骨灰、集じん灰吸引装置

a 残骨灰用

| | |
|-------|-------------|
| 吸引装置 | 数量：事業者にてねる。 |
| 集じん装置 | 数量：事業者にてねる。 |

b 集じん灰用

| | |
|-------|-------------------------|
| 吸引装置 | 数量：事業者にてねる。 |
| 集じん装置 | 数量：事業者にてねる。 払落し方式：自動 |

c 吸引口

| | |
|-----|---------------------------------|
| 数量 | 残骨灰用：事業者にてねる。 集じん灰用：事業者にてねる。 |
| 付属品 | 吸引ホース、その他必要なもの一式 |

- a) 台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- b) 低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。

- c) 自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるよう整備すること。
- d) 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、別室にも吸引口を設けること。
- e) 容量は、実運転に支障のないものとする。

エ 柩運搬車

| | |
|-------|-------------------------|
| 形式 | 電動走行式（充電器内蔵） |
| 数量 | 事業者に委ねる。 |
| 寸法・材質 | 炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とする。 |

- a 柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- b 電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- c 炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとする。
- d バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。

オ 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

| | |
|-----|----------------|
| 形式 | 電動走行式（充電器内蔵） |
| 数量 | 事業者に委ねる。 |
| その他 | 柩運搬車との兼用を可とする。 |

- a 炉内台車を運搬するための専用台車とすること。
- b 電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- c 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。
- d 炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- e バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。
- f 施設利用者が火傷するおそれのない構造とすること。

カ 燃料供給設備

各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

(3) 電気・計装設備

1) 共通事項

- ア 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- イ 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設置すること。
- ウ 運転管理は現場操作盤及び監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が監視室より優先されるシステムとすること。
- エ 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- オ 計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とする。詳細は事業者に委ねる。

<計装制御一覧表>

| 監視項目 | 区分 | 制御 | | 中央監視制御 | | | | 現場操作盤 | | | |
|----------------|----|------------------|--|--------|------|----|------------|-------|------|----|----|
| | | 自動 (主な制御対象装置) | | 手動 | 指示表示 | 操作 | 記録 | 警報 | 指示表示 | 操作 | 警報 |
| 主燃料バーナ火炎 | ○ | 燃焼バーナ | | | ○ | | ※失火時、手動切替時 | ○ | ○ | | ○ |
| 再燃料バーナ火炎 | ○ | 燃焼バーナ | | | ○ | | ※失火時、手動切替時 | ○ | ○ | | ○ |
| 主燃料炉内温度 | ○ | 燃焼バーナ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再燃焼炉内温度 | ○ | 燃焼バーナ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再燃焼炉酸素濃度 | ○ | 送風機 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再燃焼炉排煙濃度 | ○ | 燃焼制御 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集じん措置入口温度 | ○ | バイパスダンパー | | ○ | ○ | ○ | ○ ※バイパス時 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主燃焼炉内圧 | ○ | 排ガス排出量 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集じん装置出入口圧 | ○ | 集じん装置洗浄 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 運転状態表示 | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 燃料消費量 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 火葬炉稼働積算時間 | | 各火葬炉の主燃焼、再燃焼ごと | | | ○ | | ○ ※バーナ点火時 | | ○ | | |
| 集じん装置稼働積算時間 | | 各集じん装置ごと | | | | | ○ | | | | |
| 燃料緊急遮断(地震感知含む) | ○ | 燃料遮断装置(各火葬炉ごと) | | ○ | ○ | ○ | ※遮断弁作動時 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 火葬炉緊急停止 | | 各火葬炉設備ごと | | ○ | ○ | ○ | ※操作時 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 残灰吸引圧 | | 残灰吸引装置(各系統ごと) | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

2) 機器仕様

ア 全般

- a 配線は、エコ仕様のものを利用し、動力用はEM-C Eケーブル等、制御用はEM-C E E/Fケーブル、C E E/F-Sケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- b 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- c ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- d 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- e 盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- f 盤類は原則として防じん構造とすること。
- g 計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報など必要十分な項目を設定すること。
- h 各電動機には、原則として現場操作盤を設置すること。
- i 電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等ですべてバックアップを

行うこと。

イ 動力制御盤

- a 形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- b 事業者の判断により、適所に分割して設置することも可とする。

ウ 火葬炉現場操作盤

a 内蔵機器

| | |
|---------|--|
| 運転状態表示器 | タッチパネル方式 カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること |
| その他の機器 | 操作機器 一式、計装計器 一式、異常警報装置 一式、その他必要なもの一式 |
| 数量 | 各炉の運転状態の監視等に十分な数量 |

b 数量

13 面

c 主要機能

| | |
|--------------------|--|
| タッチパネル式 表示・操作機能 | 各機器の操作が手動で可能なもの |
| 自己診断機能 | インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの |

エ 中央監視制御盤

- a 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。
- b 炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。
- c 各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成でき、その結果を印字できるとともに、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは連続して記録するものとする。
- d 停電によるシステム障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- e 本制御盤の機能は、運営支援システムと相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、故人の氏名、喪主等遺族等の氏名データの共有化ができるものとする。また、機能の一部は、燃焼制御装置等に含めることも可とする。
- f 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者委ねる。

a) 内蔵機器

| |
|---|
| 運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器、その他必要なもの |
|---|

- b) 数量
各一式
- c) 主要機能

| | |
|------------------------------|--|
| 運転状態表示機能 | 主要機器の動作状態、火葬時間、主燃炉温度、再燃炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、炉出口ダンパー開度、冷却器入口温度・圧力、冷却器出口温度・圧力、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度、排気筒CO・O ₂ 濃度等の表示機能 |
| プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能 | 運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド |
| その他機能 | 故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、案内放送機能、火葬計画の作成・表示機能、運営支援システムとの連携機能 |

オ 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

炉前化粧扉の操作機能を有するものとする。また、運営支援システムとデータの共有ができるものとし、データの表示機能等を有するものとする。

| | |
|----|-------------------|
| 機能 | 化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等 |
| 数量 | 火葬炉 13 基 |

カ 計装制御装置

火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、中央監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

キ モニター設備

- a 以下に示す排気筒監視用カメラ、防犯カメラの他、これらと連動したモニターを整備し、記録や表示ができるようにすること。
- b モニターはカラー表示ができるものとし、事務室及び中央制御室に設置すること。
 - a) 排気筒監視用カメラ

| | |
|-----|----------------------|
| 型式 | ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様） |
| 数量 | 1 台以上 |
| 付属品 | 可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式 |

- b) 防犯カメラ

b-1 屋外防犯カメラ

| | |
|----|----------------------------|
| 型式 | ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様） |
| 数量 | 2 台以上（事業区域出入口 1 台、駐車場 1 台） |

| | |
|-----|----------------------|
| 付属品 | 可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式 |
|-----|----------------------|

b-2 屋内防犯カメラ

| | |
|----|----------------------------------|
| 型式 | ドーム型カラーカメラ（可動式） |
| 数量 | 3台（車寄せ用1台、エントランスホール1台、待合ロビー1台）以上 |

c) モニター

| | |
|----|-----------------------|
| 型式 | カラー液晶型 |
| 数量 | 2台（事務所用1台、中央制御室用1台）以上 |

(4) その他の用具等

1) 保守点検工具等

事業者は必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。

2) 収骨用具

収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

3) その他必要なもの

その他、火葬を行うに当たって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

7 予約・運営支援システム整備要件

(1) 全体要件

倉敷市内の4斎場の予約受付を行う「予約システム」と、本施設の運営を支援する「運営支援システム」をあわせて構築して整備し、効率的な運営を図ること。

1) 予約システム（倉敷市内の4斎場を対象）

本施設のほか、市内3斎場について、インターネットのネットワークを利用して、24時間365日、空き情報の表示や予約が可能となるよう、予約システムを整備する。

これまで中央斎場のほか、市内3斎場の予約受付については、市窓口と各斎場間において電話及び紙媒体で確認を行うとともに、市職員の手処理によって煩雑な予約受付や資料作成を行ってきたが、本システムを導入することにより市職員の業務負担軽減を図るとともに、葬祭業者等の利便性にも配慮された予約システムを構築する。

予約システムの構築にあたっては、以下を踏まえること。

ア インターネットによる予約受付の対象施設は、火葬炉、待合室、式場とし、市職員、斎場運營業務者、葬祭業者が予約の登録・変更・取消・確認が可能なシステムを構築

すること。霊安室については、斎場運營業務者が電話を受けて受付入力できるものとすること。

イ インターネットによる予約の登録・変更・取消・確認は、市職員、斎場運營業務者、葬祭業者のみが行えるものとし、葬祭業者は事前登録によりID及びパスワードを取得することによって、自らの予約内容を確認できること。

ウ 予約の承認について、火葬施設は市職員が行い、その他は斎場運營業務者が行う。

エ 予約システムは、インターネット等を利用したウェブサイト方式とし、パソコン端末等から24時間予約や空き情報の閲覧可能なものとし、施設等の予約状況及び予約情報を確認可能とする。

オ 故人一人について複数枠を予約できないようにすること。

カ 死亡後24時間経過している故人の火葬のみが予約ができるようにすること。なお、手動変更を可能とすること。

キ 予約システムは、クラウドに構築するものとする。運用にあたっては倉敷市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

ク 予約システム内のデータを使って利用実績や各種統計資料の作成ができること。

2) 運営支援システム（本施設のみ）

本施設について、予約システムの受付情報と連携して、炉の稼働状況や、告別室・収骨室・待合室の利用状況等を統合的に管理し効率よく運営できるシステムを構築すること。

また、この情報を場内各所に速やかに表示し、施設利用者及び施設職員に提供できるようにすること。

(2) 機器構成及び仕様

ア 本システムの機器構成は、前項(1)「全体要件」を満たすことができるもので、事業者委ねる。

(3) 機能

1) 予約システム（4 斎場を対象）

各施設の受入能力や空き状況と連携して、適切に管理を行うため、次の操作・自動制御機能を有すること。なお、手動変更を可能とすること。

ア 予約情報の登録、変更、取消、確認

イ 受付情報の登録、変更、取消、確認

ウ 各施設の空き情報の閲覧機能

エ 葬祭業者の登録

オ 施設の休止設定

カ その他必要な機能

2) 運営支援システム（本施設のみ対象）

次の操作、自動制御機能を有すること。なお、手動変更を可能とすること。

ア 火葬炉稼働情報と各室利用状況との接続連携

a 各炉の稼働情報（着火、冷却中、冷却完了等）、各室の利用状況等の情報を受信し、制御情報（納棺可、収骨可等）として随時表示使用する。

イ 各施設への自動割付

a 使用可能な設備及び施設（火葬炉、告別室、収骨室、待合室等）を自動的に判断し、割付する。

ウ 各施設の進行状況の管理

a 進行状況表示モニター等の表示内容は事業者に委ねる。
b 火葬炉については、納棺から冷却、出炉までの時間表示ができるようにすること。進行状況の把握が必要な情報やその区分については事業者に委ねる。

エ 施設利用者等への自動表示案内

a 各室入口に、自動割付された情報を自動表示する表示器を設置すること。
b 表示器は故人名を表示するなど、取り間違えの無いよう工夫すること。

(4) その他

1) 機能及び機器の更新

ア システム変更や保守等が容易であること。

イ 事業期間中に予約受付対象施設の変更等があった場合に対応可能なシステムとすること。

ウ 機器類の故障や災害等の不測の事態に備えて、代替手段及びバックアップ体制を確保すること。

エ OSのバージョンアップ等、現時点で事業期間中に見込まれる変化に対応可能な機能及び機器とすること。機器やシステムへ影響を及ぼす状態となった場合は、更新等について市と事業者で協議を行う。

オ 本システムを利用するための操作マニュアルを作成すること。

2) 保守管理・サポート

ア 予約システムについて、令和6年4月1日までに市職員や葬祭業者が問題なく使用できるよう、適切に操作説明等を実施し、適切に利用できることを確認したうえで、供用開始を迎えること。

イ 事業期間中、システムの適切な保守管理及び利用のサポートを随時行うこと。詳細については、要求水準書の第4の18(1)「予約システム保守管理業務」を参照のこと。

8 事前調査業務

- ア 本事業で必要と思われる調査について、事業者は、市や関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に市と協議すること。
- イ テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。
- ウ 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、実施すること。
- エ 調査を行うに当たっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。
- オ 用地測量業務は、必要に応じて実施すること。

9 設計業務

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の責任により実施する。なお、地質調査は、市において実施しており、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

(3) 設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。

(4) 設計内容の協議等

市は、事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は、契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い、実施するものとする。

(5) 進捗状況の管理

設計の進捗管理は事業者の責任において実施すること。

(6) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定めるものとする。

(7) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的（1回/月程度以上）に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計

図書等を市に提出して承諾を得ること。

1) 基本設計

- ア 基本設計図
- イ 完成予想図(着色したもの)
- ウ 基本設計説明書
- エ 意匠計画概要書
- オ 構造計画概要書
- カ 設備計画概要書
- キ 設計・工事工程表
- ク 工事費概算書
- ケ 諸官庁協議書、打合議事録
- コ 要求水準書等チェックリスト
- サ 地質調査報告書
- シ 測量調査報告書※ 地質調査報告書及び測量調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。
※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式2部を提出すること。

2) 実施設計

- ア 実施設計図
- イ 実施設計説明書
- ウ 工事工程表
- エ 数量調書
- オ 工事費内訳明細書
- カ 構造計算書
- キ 設備設計計算書
- ク 備品リスト、カタログ
- ケ 建物求積図
- コ 許可等申請、各種届出等
- サ 諸官庁協議書、打合議事録
- シ 要求水準書等チェックリスト
※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式2部を提出すること。

(8) 留意事項

- ア 事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- イ 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。
- ウ 基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目についての方針と解決策が盛り込まれた

- 内容とすること。
- エ 基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- オ 実施設計は、工事の実施に必要な事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。
- カ 工事費内訳明細は、市に工事費内訳が説明できる十分なものを作成すること。
- キ 既存施設（現斎場）内に残存する備品等の取り扱いについては、市と十分に協議を行うこと。
- ク 市が行う近隣住民等への説明会など必要に応じて、資料作成や説明等の協力を行うこと。

10 建設業務

(1) 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、設計図書のほか、本要求水準書、事業契約書、事業者提案等に基づき、施設の建設工事及び関連業務を行う。

(2) 業務期間

設計業務終了後から令和5年12月末日までとする。ただし、既存施設（現斎場）の解体・撤去等業務と関連する部分については令和6年8月末日までとする。

(3) 全体要件

- ア 騒音、振動、悪臭、水質、粉じん発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- イ 工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないこと。また、工事実施時間は、8:00～17:00と想定している。なお、日曜日、祝日、年末年始及び8:00～17:00以外の時間に工事を実施する場合は事前に市と協議を行うこと。
- ウ 工事期間中は周辺環境に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに市と協議すること。
- エ 造成工事においては、濁水が敷地外に流出しないようにするなどの対策を講じること。
- オ 既存施設（現斎場）を利用しながらの工事となるため、施設利用者や直営による運営・維持管理に配慮した工事施工計画とし、騒音等については「騒音・振動規制のあらまし（岡山県）」を参考に、施設利用者のみならず近隣住民にも不快感を与えないよう計画すること。
- カ 工事中に第三者に生じた損害、損失又は費用や賠償については、原則として事業者が責任を負うものとし、詳細については事業契約書に定める。
- キ 建設期間中は工事進捗状況などが確認できるよう、周辺地域住民等に広報業務を行

うこと。

ク 「資料12 仮設利用可能なエリア」に示す市が所有する事業区域内進入路横のエリアは、工事用の仮設施設等の設置スペースとして利用することを可とする。ただし、「資料12 仮設利用可能なエリア」を活用する場合は、事前に関係機関等との協議を行い、開発許可等に関する基準の準拠や各種申請手続、使用に伴う設計及び工事費等については事業者の責任と負担において実施すること。

(4) 着工前の業務

1) 準備調査等

着工に先立ち、早期より近隣住民等との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。なお、市が行う近隣住民等への説明会にあたり、資料作成や説明等の協力を行うこと。

2) 総合施工計画書等の提出

事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書等を作成し、次の書類とともに工事監理者が承諾のうえ、市に提出すること。

| | |
|-------------------------|----|
| ア 工事実施体制 | 2部 |
| イ 工事着工届（工程表を添付） | 2部 |
| ウ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 2部 |
| エ 仮設計画書 | 2部 |
| オ 総合施工計画書 | 2部 |
| カ 使用材料一覧表 | 2部 |
| キ 工事下請負届 | 2部 |
| ク 工事施工に必要な届出等 | 2部 |

(5) 建設期間中の業務

1) 建設工事

ア 事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

イ 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

ウ 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情処理等を処理すること。

エ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。

オ 工事により発生する廃材等のうち再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

カ 隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。

キ 工事期間中は火災や地震等の災害に備えて緊急連絡先の掲示や、現場作業員への研

修・対応訓練の実施等を実施すること。万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。

2) その他

事業者は、建築期間中には次の書類を工事監理者が承諾のうえ、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| ア | 各種機器承諾願の写し | 2部 |
| イ | 残土処分計画書 | 2部 |
| ウ | 産業廃棄物処分計画書 | 2部 |
| エ | 主要工事施工計画書 | 2部 |
| オ | 主要工事施工図 | 2部 |
| カ | 生コン配合計画書 | 2部 |
| キ | 各種試験結果報告書 | 2部 |
| ク | 各種出荷証明 | 2部 |
| ケ | マニフェスト管理台帳（原本との整合を工事監理者が確認済みのもの） | 2部 |
| コ | 工事記録 | 2部 |
| サ | 工事履行報告書及び実施工程表 | 2部 |
| シ | 段階確認書及び施工状況把握報告書 | 2部 |
| ス | 工事打合せ簿 | 2部 |

(6) 完成後の業務

1) 完成検査及び完成確認

本施設の完成検査及び完成確認は、次の規定に即して実施すること。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

ア シックハウス対策の検査

- a 事業者は完成検査に先立ち、「室内空气中化学物質の測定マニュアル」（厚生労働省）により本施設の主要諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。
- b 測定値が、厚生労働省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認等までに是正措置を講ずること。

イ 事業者による完成検査

- a 事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。
- b 完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、実施日の14日前に市に書面で通知すること。
- c 市は、事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転に立会うことができるものとする。

- d 事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

ウ 市の完成確認等

- a 市は、事業者による完成検査、法令による完成検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、本施設について完成確認を実施するものとする。
- b 市は、事業者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。

2) 完成図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を工事監理者が承諾のうえ、提出すること。なお、これらの図書は本施設内に保管すること。

- | | | |
|---|--|----|
| ア | 工事完了届 | 2部 |
| イ | 工事記録写真 | 2部 |
| ウ | 完成図（建築） | 一式 |
| | （製本図2部、縮小版製本2部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式3部） | |
| エ | 完成図（電気設備） | 一式 |
| | （製本図2部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部） | |
| オ | 完成図（機械設備） | 一式 |
| | （製本図2部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部） | |
| カ | 完成図（昇降機設備） | 一式 |
| | （製本図2部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部） | |
| キ | 完成図（火葬炉設備） | 一式 |
| | （製本図2部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部） | |
| ク | 完成図（什器・備品配置票） | 一式 |
| | （製本図2部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部） | |
| ケ | 備品リスト | 2部 |
| コ | 備品カタログ | 1部 |
| サ | 完成検査調書（事業者によるもの） | 1部 |
| シ | 揮発性有機化合物の測定結果 | 1部 |
| ス | 完成写真（内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体） | 2部 |
| セ | 要求水準書等チェックリスト | 2部 |

なお、完成写真の著作権等については、次のとおりとする。

- a 事業者は、市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。事業者は、かかる完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければ

- ばならないときは、事業者がその賠償額を負担し、または必要な措置を講ずること。
- b) 事業者は、完成写真の使用について次の事項を保証すること。
- a) 完成写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用する
ことができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができる
ものとする。
- b) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されない
ようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡され
ないようにすること。

(7) 各種申請及び資格者の配置

- ア 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。ただし、市は、
事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。
- イ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

11 備品等整備業務

- ア 事業者は、本事業の維持管理・運営に必要な備品等の設置及び整備を、建設期間中
に実施すること。必要な品目や予備品の数量は事業者に委ねる。
- イ 本事業で調達する備品等は、原則として新品による調達とする。なお、リース方式
による調達も可とするが、事業終了時には適切に市に引継ぎを行うことを原則とする。
また、本事業で調達する以外に事業者が本施設に持ち込む備品等は、事業終了時には
事業者において引き取ること。
- ウ 備品等は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により標準以上の作り付け
等の備品等を計画することを認めるものとし、必要に応じて備品等の設計を行うこと。
また、本要求水準書第2の4「建築施設の整備要件」に示す条件にも考慮しながら、
給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- エ 本事業で調達した備品については、備品台帳（品名、規格、単価、数量等を含む。）
を作成し、倉敷市物品管理規則に従って市の備品登録シールを貼り付けること。
- オ 諸室には、室内空間と調和し、施設利用者の快適性を向上させるような備品等を整
備すること。
- カ 備品等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しな
いまたは放散量が少ないものを選定すること。
- キ 事業者は、市の完成確認までに備品等の耐震対策や動作確認などを行うこと。

12 解体・撤去等業務

(1) 事業者の業務範囲

- 1) 解体・撤去
- 2) 廃棄物の処分

3) 跡地整備

(2) 基本要件

1) 業務の概要

- ア 本施設の供用開始後に解体施設の解体及び撤去を行うこと。
- イ 解体・撤去と併せて跡地を駐車場等として整備すること。
- ウ ペット火葬棟は継続使用するため、存置すること。

2) 業務期間

令和6年8月末日までに完了すること。

3) 業務実施上の留意点

- ア 実施にあたっては、あらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って総合施工計画書及びリサイクル計画書を作成し、市に提出すること。
- イ 総合施工計画書及びリサイクル計画書ほか、工程表その他解体・撤去等業務の着工前及び業務期間中に提出する書類は、本要求水準書第2の9「建設業務」に示す総合施工計画書のうち解体・撤去等業務に係るものとして扱い、市と協議の上、解体・撤去等業務実施前の適切な時期に提出すること。
- ウ 事業区域内に残存する備品、燃料、未処理汚水及び汚泥等も含めて、原則として全て解体・撤去及び処分を行うこと。なお、市にて一部、再利用するものがある場合は、この限りではない。市にて一部、再利用するものの有無については、設計期間中に協議を行い、決定すること。
- エ その他、本要求水準書第2「施設整備業務要求水準」が示す水準とすること。

4) 完成図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。

| 項目 | 部数等 |
|------------------------|---|
| ア 工事完了届 | 2部 |
| イ 工事記録写真 | 2部 |
| ウ 完成図 (解体の記録含む) | 一式 (製本図2部、縮小版製本2部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式2部) |
| エ 完成検査調書 (事業者によるもの) | 1部 |
| オ 完成写真 | 2部 |

5) 解体・撤去

- ア 事業者は、解体対象となる施設について、現状を確認のうえ、解体及び撤去を行うこと。(「資料5 既存施設参考資料」参照。)

イ 基礎（杭を含む）は原則として全て撤去するものとし、撤去状況を工事記録として残すこと。

ウ アスベスト及びPCB等使用部分（PCB等については未調査）の解体・撤去については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、施工すること。なお、業務施工にあたっては「資料9 アスベスト・ダイオキシン類調査資料」を参考にすること。

エ 工事实施にあたっては、周辺環境の保全に留意すること。

オ 厚生労働省労働基準局長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」で示した廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱等を参考に、ダイオキシン類の拡散防止に努めること。

6) 廃棄物の処分

ア 解体・撤去、跡地整備により発生した廃棄物（市が指示した物品を含む。）は、関係法令を遵守して適正に処理すること。

7) 跡地整備

ア 解体・撤去と併せて跡地を駐車場等として整備すること。整備にあたっては、本要求水準書第2の4「建設施設の整備要件」に示す駐車場の整備内容とすること。

イ 駐車場等以外の跡地整備の内容は事業者に委ねるが、要求水準書に示す基準を満たす計画とすること。

13 工事監理業務

ア 事業者は、工事監理業務着手前に詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

イ 建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。

ウ 本要求水準書第1の6「適用法令・基準」に示す建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る監理指針に基づき工事監理を行うこと。

エ 工事期間中、毎月市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録、各種チェック資料及びその他とする。また市の要請に応じて随時報告を行うこと。

オ 事業者は、工事期間中に市が個別に発注する工事等があった場合、これにかかわる調整を行うものとする。

カ 市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

14 仮施設等設置業務

施設整備業務期間中、火葬場の運営を支障なく継続して行うため、「資料 12 仮設利用可能なエリア」等を踏まえ、必要に応じて建設業務にかかる工事用の仮施設等の設置を行うことが可能である。ただし、事業者の提案により工事用の仮施設を設けないのであれば不要とする。

(1) 全体要件

- ア 工事用の仮施設については、事前にその計画内容を市に提出し、承認を得ること。
- イ 本事業により配置する工事用の仮施設の詳細については、事業者に委ねる。
- ウ 工事期間中の既存施設（現斎場）の運営に対する工事の影響を最低限に抑えることに配慮した配置計画とすること。
- エ 施設整備業務期間中の施設利用者の駐車場は、本要求水準書第2の2(1)「施設概要」に示す整備後の必要駐車場数の7割程度を確保すること。
- オ 工事用の仮施設・仮設利用可能なエリアへの出入口を進入路に接続して設置する場合は、事前に市及び電気事業者等関係者と協議を行い、出入口の位置、構造等について十分に協議を行うこと。工事完了後は、事業者の責任において、現況復旧すること。
- カ 工事用の仮施設は、解体・撤去等業務終了以降に解体・撤去等されることを考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分考慮すること。
- キ 工事用の仮施設は、解体・撤去等業務終了以降または、必要でなくなった場合に解体することとし、解体及び解体後の整備に当たっては、運営に支障をきたさないように実施すること。
- ク 工事期間中は、車の動線がわかりやすいよう、適切な誘導表示を設置するとともに、仮設利用可能なエリアへの出入口には交通整理員を配置する等、事故等の防止に万全を期すこと。
- ケ 「資料 12 仮設利用可能なエリア」に示す市が所有する事業区域進入路横のエリアは、工事用の仮施設等の設置スペースとして利用することを可とする。ただし、「資料 12 仮設利用可能なエリア」を活用する場合は、事前に関係機関等との協議を行い、開発許可等に関する基準の準拠や各種申請手続、使用に伴う設計及び工事費等については事業者の責任と負担において実施すること。

15 環境保全対策業務

(1) 全体要件

事業者は、基本計画を参考として、自主的に環境への影響を把握・検討し、各種必要とされる環境基準を遵守すること。

(2) 公害防止に係る基準

施設整備においては、次の公害防止に係る基準を遵守すること。なお、これらの基準が

運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運用期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

1) 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準値については、次の基準値以下とする。

<1 排気筒出口における基準値>

| 規制物質 | 基準値 |
|-----------|------------------------------|
| ダイオキシン類濃度 | 0.1ng-TEQ/m ³ N以下 |
| ばいじん | 0.04g/m ³ N以下 |
| 硫黄酸化物 | K値(3.5)規制 |
| 窒素酸化物 | 250ppm |
| 塩化水素 | 700mg/m ³ N以下 |
| 一酸化炭素 | 100ppm |
| 水銀 | 30μg/m ³ N以下 |

※ 基準値は酸素濃度12%換算値(1工程の平均値)とする。

2) 悪臭に係る基準

ア 臭気物質については、「悪臭防止法」及び「悪臭規制のあらまし(平成27年2月岡山県)」に基づき、次の基準値以下とする。なお、排気筒出口等の市が指定した位置においては、「悪臭防止法施行規則」第6条の2に定める方法により算出した値以下とする。

| 特定悪臭物質の種類 | 規制基準 (大気中における含有率) |
|--------------|----------------------|
| アンモニア | 2ppm以下 |
| メチルメルカプタン | 0.004ppm以下 |
| 硫化水素 | 0.06ppm以下 |
| 硫化メチル | 0.05ppm以下 |
| 二硫化メチル | 0.03ppm以下 |
| トリメチルアミン | 0.02ppm以下 |
| アセトアルデヒド | 0.1ppm以下 |
| プロピオンアルデヒド | 0.1ppm以下 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.03ppm以下 |
| イソブチルアルデヒド | 0.07ppm以下 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.02ppm以下 |
| イソバレルアルデヒド | 0.006ppm以下 |
| イソブタノール | 4ppm以下 |
| 酢酸エチル | 7ppm以下 |
| メチルイソブチルケトン | 3ppm以下 |
| トルエン | 30ppm以下 |

| | |
|---------|-------------|
| スチレン | 0.8ppm 以下 |
| キシレン | 2ppm 以下 |
| プロピオン酸 | 0.07ppm 以下 |
| ノルマル酪酸 | 0.002ppm 以下 |
| ノルマル吉草酸 | 0.002ppm 以下 |
| イソ吉草酸 | 0.004ppm 以下 |

3) 騒音に係る基準

ア 事業区域境界の騒音については、「騒音・振動規制のあらまし（平成 29 年 2 月 岡山県）」に基づき、計画地は騒音規正法に係る指定地域の第 2 種区域に含まれることから、特定施設が設置される場合、以下の規制基準が適用される。

<騒音規制基準>

| 区分(B) | 基準値 |
|----------------------------------|------|
| 昼間 (7:00~20:00) | 60dB |
| 朝 (5:00~7:00) 夕 (20:00~22:00) | 50dB |
| 夜間 (22:00~ 5:00) | 45dB |

イ 「火葬場の建設・維持管理マニュアル（日本環境斎苑協会）」環境保全目標値も参考とすること。

| 項目 | 環境保全目標値 |
|-------|---------------------|
| 作業室内 | 70dB(A) 以下 (1 炉稼働時) |
| | 80dB(A) 以下 (全炉稼働時) |
| 炉前ホール | 60dB(A) 以下 (全炉稼働時) |

4) 振動に係る基準

事業区域境界の振動については、「騒音・振動規制のあらまし（平成 29 年 2 月 岡山県）」に基づき、計画地は振動規正法に係る指定地域の第 1 種区域の指定区域に含まれることから、特定施設が設置される場合、以下の規制基準が適用される。

<振動規制基準>

| 区分(第 1 種区域) | 基準値 |
|------------------|------|
| 昼間 (7:00~20:00) | 60dB |
| 夜間 (20:00~ 7:00) | 55dB |

5) 排出灰に係る基準（残骨灰・飛灰）

排出灰については、次の基準値以下とする。

<排出灰基準>

| 規制物質 | 基準値 |
|-----------|-----------|
| ダイオキシン類濃度 | 3ng-TEQ/g |

6) 留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

16 所有権移転業務

事業者の負担により、本事業において整備した建物等について必要に応じて登記を行ったうえで、原則として令和6年3月末日までに、市に施設の所有権を移転すること。

17 各種申請等業務

ア 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障のないよう、各種申請等を適切に実施すること。

イ 市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

18 稼働準備業務

施設が供用開始後支障なく稼働するよう、施設職員及び火葬炉作業員の研修等を含めた稼働準備業務を施設供用開始までに行うこと。なお、予約システムについては、令和6年4月1日までに市職員や葬祭業者が問題なく使用できるよう、適切に操作説明会等を実施し、適切に利用できることを確認したうえで、供用開始を迎えること。また、これらに必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

19 その他施設整備上必要な業務

本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障のないよう、適切に実施すること。

第3 維持管理業務要求水準

1 事業者の業務範囲

維持管理業務の対象範囲は、本事業で整備する施設（ペット火葬棟は除く。）の他、資料

2「事業区域図」に示す事業区域（平場部分）及び進入路、雨水排水施設とする。

- (1) 建築・設備維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 外構維持管理業務
- (2) 火葬炉運營業務
 - ア 火葬炉運營業務
 - イ 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務
 - ウ 火葬炉保守管理業務

2 基本要件

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう施設の維持管理を行い、適切な状態を保持する。

(1) 維持管理業務における基本的な考え方

事業者は、次の考え方を基本として維持管理業務を実施すること。

- ア 大規模修繕が発生しないよう、予防保全により行うことを基本とする。
- イ 施設（外構・付帯施設を含む）が有する所定の性能を保つ。
- ウ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的に業務実施に努める。
- エ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、施設利用者や施設職員及び火葬炉作業員等の健康を確保するよう努める。
- オ 経年劣化等による危険・障害の未然防止に努める。
- カ 環境負荷を軽減し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境汚染等の発生防止に努める。
- キ ライフサイクルコストの削減に努める。

(2) 仕様

- ア 市が要求する維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版の建築保全業務共通仕様書（以下「建築保全業務共通仕様書」という。）の各章の中で、自らが提案する維持管理業務内容に対応する部分を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものとし、同水準のサービスを第一の達成目標として作業仕様を策定するほか、方法や回数等の個々の仕様については、事業者に委ねる。
- イ 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない。事業者は、本施設の良好な状態を維持するため、事業期間中に予想される修理・交換ニーズをあらかじめ把握し、事業終了後の

施設状況を想定した上で、維持管理・運營業務期間全体の「長期修繕計画書」を作成し、効果的かつ効率的に修繕及び更新を実施すること。

ウ 事業者は、定期的に建物及び建築設備の診断を実施し、施設の機能維持に努めるとともに、自ら実施する業務について定期的にセルフモニタリングを実施し、業務水準の維持及び改善を図ること。

エ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とすること。

オ 環境や品質に配慮した運営ができる仕組みを規格化した、環境ISO、品質ISOに配慮すること。

(3) 施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応

ア 点検（法定点検を含む。）及び保守等の実施は、「年間維持管理業務計画書」に従って実施するとともに、記録を行うこと。

イ 点検等により建物や設備の修繕、更新等が必要と判断された場合には、適切に対応すること。また、緊急時においては速やかに修繕等を実施し、支障のない状態に回復すること。

ウ 事業者が建物及び各種設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者からこれらの不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合は、速やかに応急処置を行うとともに、市に報告し、日報等に記録すること。なお、軽微なものについては、後日「月報」等の提出をもって報告に代えることができる。

エ 事業者は、建築物・設備等の補修・不具合・修繕等を一元管理することができるよう「施設管理台帳」を整備・保管し、市の求めに応じて速やかに提出できるようにすること。

(4) 修繕・更新について

ア 修繕・更新業務は、基本的に前項(2)イに示す「長期修繕計画書」に基づいて実施するものとし、予防保全によるライフサイクルコストの縮減に努めること。なお、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。

イ 事業期間中、通常の使い方をして、劣化、故障又は破損したもの（建築物・設備機器を含む）に必要な修繕、更新等の方法は事業者に委ねるものとし、これにかかる費用は事業者の負担とする。

ウ 事業者は、「長期修繕計画書」の見直しを定期的に行い、事業期間中における適正化を図ること。見直しを行った場合は、市に報告すること。

エ 本施設の修繕・更新を行った場合、その箇所について「月報」等にて市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。

オ 事業者は、本施設の修繕・更新を行った内容を履歴として「施設管理台帳」に記録し、完成図書に変更が生じた場合は、随時事業者が変更箇所を反映すること。また、常に最新の設備等の状態がわかるように管理し、市の求めに応じて速やかに提出できるように事業者にて保管すること。

カ 修繕、更新等にあって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性

有機化合物の化学物質の削減に努めること。

(5) 実施体制

事業者は、以下の責任者等による業務実施体制を定め、業務開始前に市に提出し、承諾を受ける。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

ア 事業者は、本事業の維持管理業務全般を総合的に把握し、市等との調整を行う「維持管理総括責任者」、建築・設備維持管理業務の指示・管理を行う「建築設備責任者」及び火葬炉運營業務の指示・管理を行う「火葬炉運営責任者」を定めること。なお、「維持管理総括責任者」は、「建築維持管理責任者」又は「火葬炉運営責任者」のいずれかと兼務することができる。

イ 「火葬炉運営責任者」は、本施設へ常駐するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。「維持管理総括責任者」の本施設への常駐は問わないが、緊急の際には速やかに対応が可能な体制とすること。

ウ 「維持管理総括責任者」及び「建築設備責任者」「火葬炉運営責任者」は、本事業の目的、趣旨及び内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

エ 事業者は、業務の一部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を受けること。

(6) 計画書及び報告書等の作成、提出

ア 次に示す各種計画書・報告書・台帳等を作成し、市に提出すること。

| 内容 | 提出 | 備考 |
|---------------------|-------------|------------------------------|
| ①長期維持管理計画書 | 供用開始前 | |
| ②長期修繕計画書 | 供用開始前 | |
| ③施設管理台帳 | 供用開始前 | 修繕等にあわせて適宜更新。市のもとめに応じて提出。 |
| ④年間維持管理業務計画書 | 毎年度業務開始前 | |
| ⑤維持管理業務報告書 (月報) | 翌月の5日まで | 次項イの実施、点検・整備結果、事故等の概要を報告 |
| ⑥維持管理業務報告書 (四半期) | 当該四半期の翌月末まで | ・四半期のとりまとめ ・セルフモニタリング結果報告 |
| ⑦維持管理業務報告書 (年間) | 毎翌年度の4月末まで | |

イ 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し提出すること。

| 記録 | 提出 | 内容 |
|---------|------------|--|
| ①運転日誌 | (市の求めに応じて) | 各種設備の運転日誌 火葬炉設備については、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録、性別、年齢別火葬件数等を含む。 |
| ②日常点検記録 | | 各種設備（予約システムを含む。）点検表（法定点検を含む。） |
| ③定期点検記録 | | 火葬炉設備については、燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、付帯設備を含む。 |
| ④整備記録 | | 定期点検整備記録、故障・補修記録 |
| ⑤事故等報告書 | 事故発生後速やかに | 事故等の記録 |

ウ 運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

(7) モニタリングの実施

ア 事業者は、自らが行う維持管理業務のサービス水準を維持し、改善するようセルフモニタリングを実施すること。

イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。

ウ 事業者は、四半期ごとの維持管理業務報告書において、セルフモニタリング結果を市に報告すること。

エ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、市が必要と認めとき立入検査等により確認を行う。事業者は、市が実施するモニタリングに協力すること。

オ 事業者は、市のモニタリングの結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

(8) 保険

維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

(9) 事業期間終了時の引継ぎについて

ア 市は、事業期間終了後に後任の斎場管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本施設の引渡しに必要な事項について、事業期間終了の約3年前から事業者と協議を開始する。

【引継協議にかかる提出書類】

| 提出書類 | 記載内容 |
|------------------|---|
| ①完成図書の修正版 | 事業期間中に行った修繕・更新により変更となった箇所を反映した完成図書 |
| ②建物等診断報告書 | 建築物（設備等を含む）及び諸施設、外構、植栽など本施設の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。 |
| ③修繕記録報告書 | 事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図書に該当箇所を図示すること。 |
| ④施設管理台帳 | 事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。 |
| ⑤事業期間終了後の長期修繕提案書 | 事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。 |

イ 事業者は、事業期間終了3年前までに、施設の状態についてチェック・評価し、施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」、及び事業期間中に行った修繕・更新内容を示した「修繕記録報告書」、事業終了後に市が行う大規模修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「事業期間終了後の長期修繕提案書」等を作成し、市に提出すること。

ウ 「事業期間終了後の長期修繕提案書」は、市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、次の内容を含むものとする。

- a 建築物等の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。
- b 修繕・更新が必要な場所の修繕履歴を示すとともに、消耗具合を具体的に示すこと。
- c 特殊機材（製造中止による入手困難等）を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば表示すること。
- d その他、事業期間終了時点で発生している不具合について報告書にまとめること。
- e また、事業期間終了1年前に、時点修正を行った本事業終了後の「事業期間終了後の長期修繕提案書」を改めて市に提出すること。

エ 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。
また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、市に提出すること。

オ 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。

3 建築・設備維持管理業務

(1) 建築物保守管理業務

ア 施設の建築物（外構を含む。）の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、更新等を実施すること。

イ おおむね次の各項目について点検を実施すること。点検項目、点検回数等は事業者委ねる。

| 項目 | 要求水準 |
|----------------|--|
| ①屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・ルーフトレン、樋等が詰まっていないこと。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。 |
| ②外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。 |
| ③建具 (内部、外部) | <ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと。 ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 ・自動扉及びシャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 |
| ④天井、内装 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。 ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、カビの発生がないこと。 |
| ⑤床 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、浮き、又は摩耗及び剥がれ等がないこと。 ・歩行及び火葬業務に支障のないこと。 |
| ⑥階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと。 |
| ⑦手すり等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ、腐食、変形等がないこと。 |

ウ 建築物等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

(2) 建築設備保守管理業務

1) 建築設備保守管理業務

ア 設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気象の変化、利用者の快適さ等を考慮した運転管理計画を策定し、それによって各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。

- イ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備、及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- ウ 保守点検項目や保守点検回数等は、事業者委ねる。
- エ 官公署への届出は必要に応じて確実にすること。
- オ 建築設備等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。
また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

(3) 外構維持管理業務

- ア 事業区域全体の付帯施設、構内通路等について、機能・安全・美観上適切な状態に保つこと。
- イ 外構の維持管理に関する点検項目や点検回数等は事業者委ねる。
- ウ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。
- エ 外構等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

| 項目 | 要求水準 |
|----------------|---|
| ④歩行者通路、階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れがないこと。 |
| ②駐車場、構内通路、進入路 | <ul style="list-style-type: none"> ・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと。 ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと。 |
| ③側溝、排水管、雨水排水設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、欠け等がないこと。 ・排水勾配が適切に保たれていること。 ・土砂や落ち葉等で詰まっていないこと。 |
| ④標識、案内板 | <ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。 |
| ⑤門扉 | <ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 |

4 火葬炉運營業務

(1) 火葬炉運轉業務

- ア 遺族の心情や遺体の尊厳に配慮のうえ業務を行うこと。
- イ 事業者は、火葬炉の取扱説明書や、事業者が事前に作成した火葬炉運轉マニュアルに従って火葬を行うこと。
- ウ 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。なお、適切な焼骨の状態

とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。

- エ 副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- オ 火葬時間が予定時間を超える場合には、斎場運營業務者と連携して、施設利用者に丁寧に火葬状況の説明をすること。
- カ 火葬機器類の稼働状態については、火葬炉作業員全員が共有して操作すること。
- キ 所要時間は台車移動等も含め、告別 15 分、火葬・冷却 75 分、収骨 15 分、清掃 15 分であるが、火葬炉の状態や施設職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- ク 機器故障などが発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、原因追跡を行い、安全を最優先したうえで火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ケ 火葬炉の運転については、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守したうえで、更に一層の削減に努力すること。
- コ 死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。
- サ 7月及び12月の第2友引日等に、病院からの検体遺体の火葬を行うこと。

(2) 残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務

- ア 人体の残骨灰については、「墓理法」に則り適切に管理、処理すること。
- イ 灰の搬出、最終処分は事業者の責任によって適切な方法により実施すること。また、処分先について、市に報告すること。
- ウ 集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること。

(3) 火葬炉保守管理業務

- ア 火葬業務が安全かつ快適に行われるよう本施設に設置される火葬炉設備の性能及び機能を維持するために、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- イ 修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。
- ウ 公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、本要求水準書第2の15「環境保全対策業務」により実施すること。
- エ 特に、排ガス処理設備については、バグフィルターが正常に機能するよう適切に管理すること。
- オ 事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

第4 運營業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- (1) 予約管理業務
- (2) 利用者受付業務
- (3) 告別業務
- (4) 炉前業務
- (5) 収骨業務
- (6) 待合室等関連業務
- (7) 葬祭用物品販売代行業務
- (8) 物品販売業務
- (9) 公金収納代行業務
- (10) 清掃業務
- (11) 植栽維持管理業務
- (12) 警備業務
- (13) 環境衛生管理業務
- (14) 備品等管理業務
- (15) その他運営上必要な業務

2 基本要件

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、経済的、効率的かつ効果的に施設を円滑に運営し、公共サービスの提供を行う。

(1) 運營業務における基本的な考え方

- ア 利用者の安全性、利便性及び快適性に配慮し、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
- イ 利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、職員教育を実施すること。
- ウ 施設の運営に当たっては、「墓理法」に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
- エ 業務の実施に必要な電気、水道及び燃料（ガス、軽油等）は、計画的に節約すること。
- オ 業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠を遺族とともに行うことなどで焼骨の取違えが発生しないよう充分留意すること。
- カ 近隣住民との良好な関係に努め、苦情やトラブル等に適切に対応すること。

(2) 実施体制

事業者は、以下の責任者等による業務実施体制を定め、業務開始前に市に提出し、承諾を受ける。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

- ア 事業者は、本事業の運營業務全般を総合的に把握するとともに、維持管理を含めた

統括として市等との調整を行う「運営総括責任者」を定めるほか、各業務について適切に責任者を配置すること。

イ 「運営総括責任者」は、本施設へ常駐するものとし、不在の場合は、各業務の責任者を優先的に代理者として選定すること。

ウ 「運営総括責任者」及び各業務の責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とする。

エ 事業者は、業務の一部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ市の承諾を受けること。なお、予約受付業務、公金収納代行業務については原則不可とする。

(3) 運営計画及び報告

ア 次に示す各種計画書・報告書を作成し市に提出すること。

イ 月報には、墓埋法に規定される火葬状況の報告を含むこと。

ウ 財務書類は、毎会計年度の最終日から3ヶ月以内に、当該会計年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、市に提出すること。

| 内容 | 提出 | 備考 |
|----------------|------------------|---|
| ① 長期運営計画書 | 供用開始前 | |
| ② 年間運営業務計画書 | 毎年度業務開始前 | |
| ③ 業務日誌（毎日） | （市の求めに応じて提出） | 事業期間中保管 |
| ④ 運営業務報告書（月報） | 翌月の5日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・火葬状況報告書 ・利用者数、清掃・植栽管理等の実施結果、葬祭用品売上実績等 ・トラブル等があった場合はその内容、対応 |
| ⑤ 運営業務報告書（四半期） | 当該四半期の翌月末まで | <ul style="list-style-type: none"> ・四半期のとりまとめ ・セルフモニタリング結果報告 |
| ⑥ 運営業務報告書（年間） | 毎翌年度の4月末まで | |
| ⑦ 備品台帳 | 毎会計年度の最終日から3ヶ月以内 | |
| ⑧ 財務書類 | 毎会計年度の最終日から3ヶ月以内 | 監査報告書を添付 |

(4) モニタリングの実施

ア 事業者は、自らが行う運営業務のサービス水準を維持し、改善するようセルフモニタリングを実施すること。

イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善及び継続的なサービスの向上を図ること。

ウ 事業者は、四半期ごとに運營業務報告書において、セルフモニタリング結果を市に報告すること。

エ 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、市が必要と認めるとき立入検査等により確認を行う。事業者は、市が実施するモニタリングに協力すること。

オ 事業者は、市のモニタリングの結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

(5) 個人情報の保護及び秘密の保持

ア 事業者は、業務を実施するに当たって知り得た利用者等の個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。

イ 業務に従事する者、又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。

(6) 保険

事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

(7) 事業期間終了時の引継ぎ

ア 事業者は、事業期間終了時、次期管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

イ 市は、業務の引継ぎに必要な事項について、事業期間終了のおおむね3年前から事業者と協議を開始する。

ウ 引継ぎについては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく後任者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないようにすること。

3 施設の運営要件

(1) 開場時間及び休場日

ア 開場時間及び休場日は以下とする。なお、施設管理に伴い、臨時休場日等を設定する場合は、事前に市と協議を行うこと。

イ 式場は、告別式・通夜式ができるものとし、遺族等の利用は開場時間内とする。

| 施設 | 開場時間 | 休場日※ |
|----|------|------|
|----|------|------|

| | | |
|----|-----------------|--------------|
| 斎場 | 午前9時から午後5時30分まで | 1月1日から1月3日まで |
| 式場 | 午前9時から午後9時まで | 第2、第4の友引の日 |

※7月及び12月の第2友引日等は、病院検体遺体の火葬に対応すること。

(2) 使用料

条例により定める。

(3) 火葬件数

最大28件/日で火葬をすることを想定している。

事業者は、最大火葬件数に対応できるよう、待合室や式場の利用も踏まえた火葬のタイムスケジュールを設定するとともに、火葬件数に応じ必要な施設職員を配置し、適切に業務を実施すること。

また、その他、死胎児及び病院検体遺体の火葬についても適切に実施すること。

4 予約管理業務

ア 斎場運營業務者は、本施設の予約システムを使用し、火葬炉・待合室・式場・霊安室の予約管理を行うこと。

イ 予約の承認について、火葬炉は市窓口において、火葬許可証の発行とともに市職員が行う。その他施設は本施設の窓口において施設使用許可証の発行とともに斎場運營業務者が行う。

ウ 死胎児の火葬予約については、本施設の窓口及び電話にて受け付けること。また、病院からの検体遺体の火葬については、7月及び12月の第2友引日等を行うことに留意すること。

エ 本施設の窓口や電話での火葬炉以外の予約の受付は、休場日を除く業務時間内で対応するものとし、斎場運營業務者が予約内容を予約システムへ入力すること。

オ 業務時間内は、予約の問合せに適切に対応すること。

カ 予約の受付に際しては、公平性に配慮すること。

キ 火葬炉の予約の承認や火葬許可書の発行業務については、将来的な行政事務の見直しに伴い、本事業の範囲に追加する可能性があることに留意すること。その際は契約変更において対応する。

5 利用者受付業務

ア 霊柩車や随行車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。

イ 柩運搬車を準備し、霊柩車等の出迎えを行うこと。

ウ 霊柩車等の到着を受け、受付での手続や告別室への案内をすること。

エ 利用者から火葬許可証及び施設使用許可書を受領し、内容を確認すること。

オ 施設利用者には、副葬品として相応しくないものを口頭で確認し、必要があれば除去すること。

- カ 施設使用許可書を発行する際には、使用料を徴収すること。
- キ 火葬終了後、火葬許可証は火葬実施済みの証の押印をし、利用者に返却すること。
また、火葬許可証（火葬済証）の控えを保管し、本要求水準書第4の18（5）に従うこと。
- ク 事業者及び関係者が、会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することは固く禁じる。
心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等金品も含む。
- ケ 急病人への対応に必要な自動体外式除細動器（AED）等の器具を備え、常に使用できるように管理すること。

6 告別業務

- ア 告別に必要な物品等は支障のないよう事前に準備しておくこと。
- イ 施設利用者の心情に配慮して、柩は大切に扱うこと。特に、柩を霊柩車から柩運搬車に載せかえる際には、慎重に対応すること。
- ウ 柩運搬車に載せかえた後、施設利用者を告別室に案内し、告別の準備を行うこと。
- エ 遺族に対し、名前の確認を行い告別の案内をすること。
- オ 位牌の確認を行うこと。
- カ 読経が終わったら、遺族による最後のお別れの案内をすること。
- キ 火葬業務の進行状況に支障のないよう、施設利用者や葬祭業者等の理解を得て告別が円滑に終了するよう努めること。
- ク 告別終了後、入炉作業に移行すること。

7 炉前業務

- ア 施設利用者が最後のお別れを行う場となるため、施設利用者に対し、態度や言動などに細心の注意を払いながら、業務を遂行すること。
- イ 告別終了後、炉前へ柩を移動し、遺族に名前を確認した後、入炉すること。
- ウ 入炉時及び出炉時等、施設利用者の安全に配慮すること。
- エ 施設利用者に収骨予定時間等の説明を行い、待合室へ案内すること。
- オ 施設利用者が輻輳しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に施設職員を配置すること。

8 収骨業務

- ア 焼骨の取違えが発生しないよう万全の体制をとり、炉の表示板と故人の氏名を確認するなど、細心の注意を払うこと。
- イ 厳粛な雰囲気が求められることを考慮し、服装、態度、言動等、細心の注意を払うこと。
- ウ 火葬終了後、遺族に名前を確認した後、収骨の準備を行うこと。

- エ 焼骨は、遺族の引き取りを基本とする。収骨後の残骨や残滓（骨壺に収めなかった残骨灰）については、施設利用者の心情を踏まえたうえで説明し、同意を得たうえで、適正に処理すること。
- オ 収骨に際して、施設利用者の安全に配慮すること。

- カ 施設利用者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。
- キ 収骨終了後、施設利用者に退室の案内をすること。
- ク 施設利用者の退室後、収骨室の清掃を行うこと。

9 待合室等関連業務

- ア 待合室、式場及び霊安室の使用受付、貸出業務を行うこと。
- イ 施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなど、設備貸与に関する業務を実施すること。
- ウ 待合室、式場では、施設利用者が飲食できるものとするが、アルコールは原則不可とする。ごみは利用者等に持ち帰りを促すこと。
- エ 火葬終了を確認した後、施設利用者を収骨室へ案内すること。
- オ 利用者やその他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。
- カ 利用者の希望に応じて霊安室に遺体を安置するほか、式場の祭壇等の設営を行うこと。
- キ 式場利用にあたっては、利用者到着時に、施設案内や設備等の説明を行うこと。

10 葬祭用物品販売代行業務

- ア 事業者は、資料 14 に示す市が調達する葬祭用物品を販売すること。販売は事務所の受付の他、次項 11 に示す物品販売業務の店舗において販売することも可とする。市は、事業者の在庫管理に基づき、物品を調達する。
- イ 事業者は、在庫不足が予測される場合は、速やかに市に連絡し、欠品することが無いよう適切に在庫管理すること。
- ウ 売上金については、翌月の5日までに、販売実績とともに所定の公金納付書により市が指定する金融機関に入金すること。

11 物品販売業務

- ア 事業者は、本施設において飲食物等を販売すること。販売は自動販売機によるほか、有人による店舗を設置することも可とする。なお、葬祭関係物品の販売については、資料 14 に示す葬祭用物品以外の物品販売は認めないものとする。
- イ 本業務に係る売上金は、事業者に帰属するものとする。
- ウ 本業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。
- エ 販売物の価格は、一般的な市場価格を参考とし、適正な価格設定とすること。

オ 事業者は、効率的かつ本事業の円滑な運営を妨げないよう十分配慮すること。

12 公金収納代行業務

ア 受付窓口において、条例により定めた使用料を徴収すること。なお、火葬料金については、運営開始当初は市の窓口で行うものとし、徴収の引継ぎ方法について市と協議を行うこと。

イ 徴収した使用料は、翌月の5日までに、所定の公金納付書により市が指定する金融機関に入金すること。

ウ 本業務は、第三者に委託することはできない。

13 清掃業務

ア 施設及び事業区域内を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスの提供その他各種業務が、快適な環境のもとで円滑に行われるよう清掃業務を実施すること。

イ 清掃項目や清掃回数等は、事業者委ねる。

ウ 日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度・方法で清掃を実施すること。

エ 清掃業務の実施については、利用者の妨げとならないよう行うこと。特に、火葬業務中は作業を控えることとし、やむを得ず行う場合は、服装や身だしなみに十分配慮したうえで、最小限の作業に止めるなど、施設利用者へ配慮すること。

オ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

カ 業務に使用する資材・消耗品は、全て品質保証のあるもの（J I S規格等）を用いること。

キ 清掃業務によって発生した廃棄物は、事業者において適正な処理を行うこと。

14 植栽維持管理業務

ア 事業区域全体の植栽について、安全・美観上適切な状態に保つこと。特に、施設利用者が視認可能な範囲については、緑樹を保護、育成、処理し、豊かで美しい環境を維持することとし、その他については、必要に応じて倒木の処理等を行うこと。

イ 植物の形状、生育状況及び植物の病虫害等に対する点検、並びに剪定、施肥及び病虫害防除のための消毒等の手入れは、年間維持管理計画書に従い、適切に実施すること。

ウ 事業区域の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。

エ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。

オ 植栽の維持管理により、完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

15 警備業務

- ア 施設及び事業区域全体において、風水害、落雷、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図るため、警備・監視を実施すること。
- イ 施設の利用時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ウ 日中は人的警備、夜間は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。なお、通夜等の使用を考慮した警備計画とすること。
- エ 人的警備については、施設の利用時間、用途及び規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- オ 機械警備については、機械監視装置により不審者の侵入や施設の異常を監視し、異常等の発生に際して速やかに現場に急行し、現状の確認、関係機関への通報連絡等を行える体制を整えること。
- カ 警備業務を行うものは、勤務時間中は職務に相応しい制服を着用すること。

16 環境衛生管理業務

- ア ゴキブリ、ダニ、その他害虫の駆除、空気環境の測定、貯水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。
- イ 施設の消臭作業を実施すること。
- ウ 害虫駆除に関しては、総合的有害生物管理(I P M)に基づき、生息調査を行い、その結果により害虫発生を防止するため必要な措置を講じること。
- エ 生息調査、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- オ 業務に必要な薬品等は適正な管理を行うこと。
- カ 点検項目、点検回数等は事業者委ねる。

17 備品等管理業務

- ア 事業者は、第2の11「備品等整備業務」で作成した「備品台帳」を用いて、備品の補充及び管理を確実にすること。なお、事業者が持ち込んだ備品については、事業者により適宜行うものとし、本業務の対象外とする。
- イ 備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕又は交換を行うこと。また、市が劣化や汚れ等が著しいと判断し、改善を求める備品等についても、速やかに修繕又は交換を行うこと。
- ウ 交換した備品等についても、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を行うこと。
- エ 更新の際には、利用者のニーズ等をふまえ、調達費用の範囲の中でより良い仕様のものであること。

- オ 破損など、不足する事態が発生しないよう、適切な数量の予備を用意すること。
- カ 備品台帳は、年1回更新し、市に提出すること。
- キ リース方式によって調達した備品は、事業終了時には適切に市に引継ぎを行うことを原則とする。また、本事業で調達する以外に事業者が本施設に持ち込む備品は、事業終了時には事業者において引き取ること。

18 その他運営上必要な業務

(1) 予約システム保守管理業務

- ア 事業期間中、システムを常時正常な状態で稼働させるために、システム稼働管理を行うこと。また、データのバックアップ等は、必要な周期にて適宜実施すること。
- イ 利用方法についての問合せに対するヘルプデスク等を設け、電話又はメールで対応すること。対応時間は、開場時間内を基本とする。
- ウ システムの障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じられる体制とすること。
- エ 本システムを利用する市職員、葬祭業者など利用者向けの利用方法等の操作説明会を、必要に応じて実施すること。
- オ システムを変更した場合は、操作マニュアルの変更を行い、速やかに利用者に提供すること。
- カ OSのバージョンアップ等、機器やシステムへ影響を及ぼす状態となった場合は、更新等について市と事業者で協議を行う。

(2) 勤務管理

- ア 運營業務に適した実施体制及び人員配置とすること。また、災害時の運営体制についても構築すること。
- イ 施設職員及び火葬炉作業員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- ウ サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に施設職員への教育・研修を実施すること。

(3) 庶務・広報業務

- ア 業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。
- イ 施設の広報及び情報提供のために、ホームページ等の施設案内広報業務を行うこと。
- ウ 副葬品を抑制するため、施設利用者及び葬祭業者への啓発を行うこと。
- エ 事業者は、市が実施する視察対応の支援を行うこと。なお、実施にあたっては本事業の業務に差し支えないように配慮する。

(4) パンフレットの作成

- ア 事業者は、本施設の案内パンフレットを作成し、施設利用者、視察者等に対し適宜配布すること。

- イ 供用開始後速やかに、市に100部を納品すること。
- ウ パンフレットの内容及については、市と協議を行うこと。また、修正が必要となった場合には、適宜改訂を行うこと。
- エ 事業者は、パンフレットの作成・改訂に応じて、原版（PDF及び加工可能なデータ）を市へ提出すること。
- オ パンフレットの外国語対応については、市と協議を行うこと。

(5) 各種資料の作成・保管及び問合せへの対応

- ア 関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面や資料等を施設に備え付けること。
- イ 火葬済証の控えについて、月ごとに、写しの紙媒体及びデータを市に提出すること。
なお、電子データ等で事業者においても適切に保管すること。